

第一百十四回 参議院通信委員会会議録 第二号

平成元年三月二十三日(木曜日)

午後四時開会

委員の異動

三月二十二日

辞任

及川

一夫君

三月二十三日

辞任

浜本

万三君

補欠選任
浜本 万三君

及川 一夫君

補欠選任

浜本 万三君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

糸久八重子君

岡野 裕君

永田 良雄君

大森 昭君

長田 裕二君

西村 尚治君

守住 有信君

山内 一郎君

及川 一夫君

鶴岡 洋君

中山 郁子君

橋本孝一郎君

平野 清君

松野 春樹君

事務局側

常任委員会専門

郵政大臣官房長

大野 敏行君

○理事補欠選任の件
本日の会議に付した案件

○郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
(派遣委員の報告)

○委員長(糸久八重子君) ただいまから通信委員会を開会いたします。
まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(糸久八重子君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に岡野裕君を指名いたします。

○委員長(糸久八重子君) 次に、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題とし、派遣委員の報告を聴取いたします。

最初に、四国班の報告をお願いいたします。橋本孝一郎君。

○橋本孝一郎君 では、四国班の報告を申し上げます。

私は糸久委員長、永田理事及び大木委員とともに、去る一月二十六日から二十八日の三日間、四国地方における通信関係業務の実情調査を行いました。

以下調査の概要を報告いたします。

当管内は、その大部分が山地で平野部に乏しく、交通網の整備はおくれており、また、四方を囲む海により大規模経済圏との交流が阻まれてきました。こうした条件のもとで、総生産所得は全

国的に見ても低位にあり、また、第一次産業の占めるウエートが高く、産業構造の高度化、企業の近代化などの課題を抱えております。四国の社会、経済がまだ発展途上にあるため、郵政事業及び電気通信事業全般についても厳しい経営状況にあります。このような時期に、長年の悲願であつた瀬戸大橋が開通し、ようやく本格化し始めた高速交通基盤の整備と相まって、四国は今社会・経済の活性化に向けて大きな転換期を迎えております。

それではまず、郵政事業について申し上げます。

郵便事業は、今後、他の通信・物流メディアとの競合関係が強まり、経営環境が一層厳しくなると予想される状況のもとで、ふると小包の新規開拓など地域特性に応じた積極的な営業活動を行っております。郵便貯金事業については、民間金融機関に比較してやや劣位な水準にある中で、本格的な金融自由化時代に向けて事業環境は一段と厳しさを増すものと見られます。簡易保険・郵便年金事業についても、民間生命保険、農協などに押されぎみであるため、活発な営業を展開し多様化する住民のニーズにこたえるよう努めております。

郵政事業が瀬戸大橋の開通に伴う四国のおい時代に貢献するためには、新たな発想による積極的な営業姿勢が求められているものと言えます。

次に電気通信事業について申し上げます。

当管内の地理的環境から、全国に比べ情報基盤の整備が立ちおくれております。そこで、全国との格差を縮小するために電気通信の普及、振興を図っているところであり、徐々に地域のニーズに対応した情報通信システムが構築されつつあります。

第一種電気通信事業の新規参入は、ボケットべ

ル事業の二社のみであります。第二種電気通信事業については一般第二種電気通信事業者を中心として、中央との情報格差の解消、地域経済の活性化のため、情報化に積極的に取り組んでおり、愛媛県、香川県及び徳島県内の三地域がテレトビアモデル地域に指定されております。

また、自然災害の多い当地方は、住民の安全確保のため防災行政無線の整備を推進しております。

最後に、放送事業について申し上げます。

当管内では、NHKと民放九社が放送を実施しております。NHKは一層の受信料負担の公平を図るため、新たな営業体制のもとで積極的な契約増加活動を展開しております。また、民放テレビについては、徳島県に昭和四十四年周波数の割り当てが行われましたが、現在まで開局に至らず、今後の見通しも不明であります。なお、香川県及び岡山県は単一の放送区域であり、瀬戸大橋の開通を機に両県の関係は一層緊密になるものと見られるだけに、民放が地域に密着したメディアとして大きな役割を果たすことが期待されております。

さらに、近年全国的にCATVの普及促進が図られる中で、管内においても、私たちが視察した寒川町のCATVなど多機能・多目的CATVが出現しております。

以上で派遣の口頭報告を終わります。

なお、委員長の手元に詳細な調査報告書を提出しておりますので、本日の会議録に掲載していただくよう委員長において取り計らいをお願い申し上げます。

○委員長(糸久八重子君) 次に、九州班の報告をお願いいたします。大森昭君。

○大森昭君 それでは、九州を報告いたします。

私は、守住、山中、平野各委員とともに、去る一月二十六日から二十八日の三日間、大分、熊本両県において、九州地方の通信関係業務の実情調査を行いました。

以下、調査の概要を報告いたします。

まず、郵政事業について申し上げます。

申すまでもなく、近年、郵政事業を取り巻く環境は、他の通信・物流メディアとの競合・代替関係が年々強まっているほか、非課税貯蓄制度の廃止、小口預貯金利の自由化の動きに代表されるように激しく、かつ急速に変化しております。

当管内においても、郵便事業、為替貯金事業、保険・年金事業とも民間との熾烈な競争関係にあり、昭和六十二年度においては、三事業とも前年度を上回る実績を上げておりますが、その伸び率は、全国水準を下回っているのが現状であります。

このような情勢の中で、当局では、過去の経験や手法にこだわることなく、社会環境の変化に対応した豊かな発想と工夫で、地域住民に喜ばれる心のこもったサービスに徹することを心がけ、営業活動を展開しております。

すなわち、郵便事業にあつては、利用者の要望に合った郵便商品の開発に努めるとともに、手紙文化及び文通の振興も図り、また、為替貯金、保險・年金事業にあつては、利用者層を拡大し、的確なコンサルティングセールスを開拓するとともに、事故犯罪の撲滅、失効解約の防止等に全力を挙げていくこととしております。

この営業方針のもと、ふるさと小包の総取扱個数は全国一位となり、地元から、地域おこしの一翼を担い、地域の発展に大きく貢献していると高く評価されているとのことでありました。

次に、電気通信について申し上げます。

日本の西南端に位置する九州は、中央との時間

的・距離的制約を克服するため、情報通信の高度化に対する取り組みが積極的であります。各自治体ともトーティア構想等を通じ、産業、文化、教育など各方面にわたる情報の集積や情報の発信環境は、他の通信・物流メディアとの競合・代替関係が年々強まっているほか、非課税貯蓄制度の廃止、小口預貯金利の自由化の動きに代表されるように激しく、かつ急速に変化しております。

電気通信事業の現状につきましては、電気通信の自由化以来、第二電電及び日本テレコムによる電話サービスが開始され、さらにポケットベルなどの移動体通信分野への進出も活発に行われ、地域経済の浮揚と活性化及び中央との情報格差是正への期待、要望にこたえているところであります。

また、NTTにおいては、「地域に役立つ電気通信のサービス」を経営の基本的考え方とし、積極的な事業活動を展開しております。

電波利用につきましては、管内が四方を海に囲まれ、かつ多数の離島が散在することから航空、海上交通が盛んで、これらに關係する無線局が多く開設されているのが特色であります。

最後に、放送について申し上げます。

当管内では、NHKと民放二十一社で実施されております。

九州は、地形的に山岳や丘陵及び離島が多いことなどの理由から、他管内に比べて、設置局数が多くなっているのが特徴であります。また、地理的に諸外国と隣接しているため、テレビジョン放送に対する混信が増加の傾向にあり、その対策が課題となつております。

NHKにおいては、多彩な地域放送サービスの展開に努めるとともに、地域文化の拠点としての個性豊かな活力ある放送局の構築を目指しているところであります。

以上で口頭報告を終わります。

なお、委員長の手元に詳細な調査報告書を提出いたしておりますので、本日の会議録に掲載していただきます。委員長において取り計らいをお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長(糸久八重子君) これをもつて派遣委員の報告は終了いたしました。

なお、たまたま橋本君並びに大森君から要請のありました報告書につきましては、本日の会議録の末尾に掲載することにいたしたいと存じます。

が、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(糸久八重子君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十一分散会

〔参考〕

四国委員派遣報告書

糸久委員長、永田理事、大木及び橋本委員の四名は、去る一月二十六日から二十八日の三日間、香川県、愛媛県及び岡山県を訪問し、主に四国地方における通信関係業務の実状調査を行いました。調査は、郵政事業の運営、電気通信行政の現状、並びに電気通信事業及び放送事業等の実状を把握する目的で行われました。以下調査の目的に従い主要な事項についてご報告いたします。

はじめに、調査の概要を申しあげます。

まず、香川県寒川町において寒川町CATVを観察いたしました。高松市において、関係各機関から四国におけるそれぞれの所管業務の現状について説明を聴取した後、高松南郵便局を観察いたしました。また、岡山県早島において本州四国連絡橋公団から瀬戸大橋についての説明を聴取した後、香川県宇多津において備讃瀬戸海上交通センターを観察いたしました。次に、松山市において、日本放送協会松山放送局、日本電信電話株式会社松山電話局を観察いたしました。

当管内は、香川、愛媛、徳島、高知の四県を擁し、世帯數百三十五万世帯、人口四百二十一万人で、いずれも全國の3%ないし5%の規模にあります。全國に比べ第一次産業は基盤の脆弱な中小企業が多數を占めているため、今後に向けて産業構造の高度化、産業基盤の強化等の課題を抱えております。このような時期に、坂出・児島間に長年の悲願であった瀬戸大橋が開通し、ようやく本格化し始めた高速交通基盤の整備と相俟つて、四国はまさに大きな転換期に直面しております。

郵政事業について報告申しあげます。

まず、郵便事業でありますが、昭和六十二年度における当管内の郵便引受け物数は四億八千三百万通、全国比2・5%に止どまつております。全国比はここ数年ほぼ同水準にあります。また、郵便小包については、時期に応じたセールス活動を実施した他、大手通信販売企業に対する集荷作業等のサービスの提供により、六十二年度は百二十五万個を引き受けました。六十二年より全国に先駆けて管内全集配郵便局での集荷体制を確立する等積極的な営業活動を行っております。しかし、全国的な傾向と同様に当管内においても民間宅配便の進出が著しく、そのシェアは八十%強を占めるまでに至っております。そこで最近は、四国の特性を活かした「ふるさと小包」の開拓に力を入れており、現在六百七十六品目を取り扱っております。私達が観察した香川県の高松南郵便局の「さぬきうどん」等各県を代表する特産品の人気度が非常に至っております。

次に、電子郵便については、各地域でのイベントに合わせた施策の推進を図っており、全国的な傾向と同じく対前年比数十%の伸びを示しております。

電子郵便については、各地域でのイベントに合わせた施策の推進を図っており、全国的な傾向と同じく対前年比数十%の伸びを示しております。

年賀郵便物及び年賀葉書の引受け物数については、例年全国の3%強を占めております。六十四年年賀葉書についてでは、天皇陛下のご容体への懸念から予定販売通数及び売上高に比して、四百万通の売れ残り、一億六千万円の減収となりました。

郵トビア構想については、松山地域の他、高松市及び高知市の二都市が指定を受けております。全国共通サービスの提供の他、松山地域において「郵トビアゆうべーん」の発売を行なう等独自サービスの開拓にも努めております。

郵便事業については、今後とも利用者のニーズに即したサービスの提供と地域に応じた営業活動を継続して展開する必要があります。郵政犯罪は次に為替貯金事業について申し上げます。

管内の六十二年度末郵便貯金現在高は四兆四千五百億円で全国の三・八%に相当しております。過去五年間の定期郵便貯金の新規契約状況は、金利水準の低下、国民の金利選考の高まり等を反映して全国的に伸び悩みの傾向にありますが、特に当管内は他の管内に比較して低調であります。原因は当管内のボーナスの吸收が著しく落ち込んでいるためであり、ボーナス吸收対策が郵便貯金増強の重要な課題となっております。一方、管内の個人貯蓄に占める郵便貯金のシェアは、三十一・五%で全国平均をやや下回っております。なお、管内地方銀行の預金量は四銀行合算で約七兆円に上っております。

簡易保険・郵便年金事業について申し上げます。

簡保の契約件数、契約金額とも毎年上向きの傾向にありますが、件数の伸びに比較して、金額の伸びは低調で全国平均を下回っています。六十三當業年度末における保有契約件数は二百三十一万件で全国比三・七%、保有保険金額は四兆二千八百三十六億円で全国比四・〇%であります。一方、個人保険の保有契約件数の市場占有率をみると、簡保の伸び以上に民間生命保険、農協の伸びが良く、簡保の占有率は近時ダウンする傾向にあります。特に、農協の市場占有率が極めて高く、簡保の占有率は全国平均より低位の三十二・〇%に止どまっています。

郵便年金についても、新契約販売件数は順調に伸びていて、保有年金額は低水準で、その全国比も近年低下する傾向にあります。

六十四當業年度は、組織的な営業推進体制の確立を図り、特に職域市場での積極的販売を中心とした青壮年層への普及等に取り組んでいるところであります。

郵政監査業務について申し上げます。

六十二年度の犯罪発生件数は管内九十七件、全国で二千八百三十七件であります。郵政犯罪は全国的には減少傾向にあります。当管内では横道罪の根絶を中心し、防犯意識の高揚、正規取り扱いの状況にあります。防犯対策として、部内者犯の励行等不斷の努力が求められます。

次に電気通信事業について申し上げます。

まず、第一種電気通信事業の新規参入状況であります。四国電力の系列会社である四国情報ネットワークサービスが専用サービス等の事業進出に向けて計画を進めている他、ポケットベルについては既に愛媛県及び香川県でサービスが開始されております。また、一般第二種電気通信事業としてVAN、ボイスメール等のサービスを提供している事業者は十七社に上っております。しかし、いずれも通信事業として未だ確立していない状況にあります。

NTTは、六十年四月の民営化を機に事業部制を導入し、四国総支社を中心に利用者に対するサービスの向上と一層の効率化に努めるとともに、総合通信システム担当職を設置し、営業力の強化を図っております。加入電話、ポケットベル、自動車電話等の通信サービスは、いずれも全国の三%余を占めていますが、自動車電話については、瀬戸大橋の開通、携帯型電話のサービス開始等により今後の普及が期待されております。

NHKの受信契約数は毎年度微増し、現在百四十万件に達しておりますが、一層の受信料負担の公平を図るため、近年の社会情勢の変化に対応した新たな営業体制の下で、積極的な契約増加活動を展開しています。口座利用率は七十六・五%で高い水準にあります。また、瀬戸大橋の開通に伴い新しい時代を迎えた四国の変貌的確にとらえる番組の制作に重点をおいております。

民放FMについては、愛媛県及び香川県で放送を行っておりますが、徳島県及び高知県では開局に向けて現在一本化調整が行われております。また、テレビジョンについては、四十四年に徳島県にU波の割当が行われましたが、現在まで開局に至らず、今後の見通しも不明であります。なお、香川県には、同県及び岡山県を単一の放送区域とする事業者が二社あり、岡山県の三社と合わせ、管内の電気通信に関しては、地理的環境から全国に比べ情報基盤の整備が立ち遅れています。

そこで、全国との格差を縮小するため、機会をとらえてニューメディアを主体とする電気通信の普及、振興の促進を図っているところであります。情報社会に向けて地域のニーズに対応した情報通信システムが徐々に構築されつつあります。

次に電波利用について申し上げます。

当管内の無線局は六十三年末で二十二万三千局を数え、全国の無線局の5%を占めております。四面を海に囲まれた地形から、海岸局及び船舶局が多いこと、また、山間部において小集落が多数点在するため、テレビジョン難視聴解消を目的とする中継局が多いことが特徴であります。

また、過去に災害を多く経験している当地方は、住民の生命財産の安全と災害復旧活動の面において防災無線の整備が急務であるため、当管はこれを積極的に推進しておりますが、県防災行政無線については未だ香川県が未整備であります。

最後に放送事業について申し上げます。

当管内では、NHKと民放九社が放送を実施しております。

NHKの受信契約数は毎年度微増し、現在百四十万件に達しておりますが、一層の受信料負担の公平を図るために、近年の社会情勢の変化に対応した新たな営業体制の下で、積極的な契約増加活動を展開しています。口座利用率は七十六・五%で高い水準にあります。また、瀬戸大橋の開通に伴い新しい時代を迎えた四国の変貌的確にとらえる番組の制作に重点をおいております。

通信行政の現状並びに電気通信事業及び放送事業等の実情を把握する目的で行われました。

以下、調査の目的に従い、主要な事項について御報告いたします。

はじめに、調査の概要を申し上げます。

まず、大分県安岐町において、関係各機関から

九州におけるそれぞれの所管業務の現状について説明を聽取した後、大分ソフィアプラザビル、別府北浜郵便局、東海大学宇宙情報センター、熊本県テクノポリスセンター、NTT熊本ネットワークセンター、帯山担当部、NHK熊本放送局等を視察いたしました。

当管内は、九州七県を管轄区域とし、面積において全国の一・一・一%、人口は一〇・九%を占め、山地や離島が多い広大複雑な地域となっております。特に、離島については、全国の島しょの三四%を占めており、著名な島でも壱岐、対馬、五島列島、種子島、屋久島、奄美諸島があり、その大半は九州本島から遠距離に散在しております。このため、郵政、電気通信、放送の各分野とも、他の管内にみられない事業運営上の難しさを抱えています。

まず郵便事業について申し上げます。

昭和六十二年度における管内の引受通常郵便物数は、十一億六千六百万通で、全国比七・四%を占め、物数は、平均して増加しておりますが、全国比は横バイの状況にあり、しかも六十二年度はわずかながら減少しております。このような現状を開けるため、全職員による組織的なセールス活動、利用者のニーズにあつた郵便商品の開発等、郵便需要の拡大に一層努めることとしております。

こうした状況の中、民間宅配業者との競争がさらに激しくなっております小包郵便についても、六十二年度の引受個数が一千百五十万個で対前年度増加率は二五・六%と全国平均を上回る増勢に転じております。この数字は宅配業者の増率二四・五%をも上回るものであり、当局による、料金割引、電話一本集荷、重量制限緩和等のサービス改善の浸透、また、デパート、スーパー等の大口事業との連携を図った積極的な利用拡大策が功を奏しているものと思われます。特に、ふるさと小包は、鹿児島県の「ポンカ」を中心に、総取扱個数が全国一位の百三十二万個で、小包増加の原動力になつております。

管内の郵トピア構想は、モデル都市として、久留米市、宮崎市、佐賀市、長崎市、熊本市が指定されており、地元自治体の要望を踏まえ、現在、巡回郵便、超特急郵便、配達地域指定郵便等、各種サービスを積極的に推進しているところであります。

なお、年賀葉書の販売状況は、前年比九二・六%と落ち込み、当管内では、他の管内に比較いたしまして、年賀葉書の販売額の比率が郵便販売収入全体の一四%と高いことから、事業に与える影響が懸念されるところであります。

次に為替貯金事業について申し上げます。

六十一年度末現在での管内の金融機関別個人預貯金に占める郵便貯金の比率は、三七・七%と全国の三二・四%を大きく上回っております。しかしながら、これは、管内に金融機関として郵便局のみ存在する過疎地域が多く存在するためであり、他の管内同様、非課税貯蓄制度の廃止や個人金融分野における金融資産選択の多様化等の中で、郵便貯金をめぐる環境は、一層、厳しくなっています。

管内の六十二年度末郵便貯金現在高は十一兆六千百四十七億円、全国の九・九%となつておらず、一人当たりの郵便貯金現在高は八十万円と全国の九十六万八千円をかなり下回っております。

こうした情勢の下、当局では、オンラインサービスの普及による家計のメインロケーション化、また、国債販売を通じ利用者層の拡大を図ること等を営業施策の柱として掲げ努力しているところであります。

簡易保険・郵便年金事業について申し上げます。

昭和六十三営業年度における管内の簡易保険の保有契約状況は六百四十二万件、保険金額一兆八千億円となっており、五十八年度以降増加傾向にありますが、全国平均の普及率には及ばず、その差は開いております。

また、郵便年金につきましては、六十二営業年減少傾向にあります。しかし、当局が防犯対策の

度は夫婦年金の発売により、大幅な伸びとなりましたが、六十三営業年度はやや伸び悩みの結果で終っております。その保有契約状況は、十万余件、増加率二九・一%、新契約状況は三万件、増加率一・五%と全国の平均増加率それぞれ三一・六%、六・七%を下回っております。

このように管内における簡易保険・郵便年金の普及は、依然として全国水準と格差がありますが、当局においては、トップを含めた組織セールス等により、職域開拓を積極的に進めるとともに、新商品の積極的な販売と失効解約の防止等に取り組んでおります。

なお、六十三年九月より販売を開始した即時年金、介護保険につきましては、その販売件数が、新規契約総数に対しそれぞれ四・〇%、〇・二%となつております。

この郵政三事業を取り巻く厳しい環境の中で、

事業が生々発展していくために、当局では、郵便局が地域社会の中にあって地域住民に喜ばれ、信頼されるサービス機関であるというイメージをつくりあげることが肝要と認識し、そのため、各地方公共団体等との連携を強めるほか、効果的な周知宣伝活動を開催するとともに、職員も地域活動、行事に積極的に参加し、行動することを推進しております。

その中で、今回視察いたしました別府北浜郵便局では、地域の情報センターの役割を担うべく窓口ロビーにパソコン、キヤブテン等のニューメディア機器を設置し、新たなサービスを提供しております。また、熊本市においては、郵便外務員等が勤務中に知り得た最新の道路情報を熊本市役所に通報する制度ができるばかり、市民の大きな期待が寄せられているところであります。今後も、利用者あつての郵政事業であることを十分認識し、地域の活性化と発展に大きく貢献することが期待されます。

次に郵政監査業務について申し上げます。

昭和六十二年度の犯罪発覚件数は、三一八件と減少傾向にあります。しかし、当局が防犯対策の

ための協議会を積極的に開催する等、部内犯罪の未然防止を最重点に取り組んでいるにもかかわらず、部内犯罪が二十四件も発覚したことは、残念であり、郵政事業を取り巻く環境が一段と厳しくなつていること等を踏まえ、その根絶が強く求められます。

次に、電気通信の概況について申し上げます。

当管内は、日本列島の西南端に位置することから、各自治体とも中央との時間的・地理的制約を克服し、地域経済の自立的発展・活性化を可能にする情報通信の高度化のための施策に力を入れております。特に、今回訪問いたしました大分・熊本両県は情報先進県として全国的に有名であります。そこで、視察いたしました大分ソフィアプラザビル、熊本県テクノポリスセンターでは、地域の情報拠点としての積極的な取り組みがなされておりました。

こうした状況を反映いたしまして、管内のテレビトピア構想については、他管内と比較しましても意欲に満ち、十一地域がモデル都市の指定を受け、関東と並んで全国でも最多指定地域となっております。各モデル都市でのシステム構築も概ね順調に進んでおり、ローカルビデオテックスを中心にして、現在、二十五システムが運用を開始しております。その中でも、第三セクターである熊本ビデオテックスサービスが六十二年度決算で全国初の単年度黒字を計上する等、このメディアにおいては、九州が先駆的役割を果たしております。

また、情報通信関係のコンサルティング活動、調査研究、人材育成等の支援を行なう「九州テレコム振興センター」が全国初の公益法人組織として設立されました。九州地域の高度情報化のためには、多くの貢献を果たされることを期待いたします。

電気通信事業の現状について申し上げます。

第一種電気通信事業への新規参入については、移動体通信分野特にポケットベル事業への進出が活発で、九州ネットワークシステムを始め五社がサービスを開始し、いざれも順調に事業を展

開していられるところあります。基幹通信分野には、地域系として、九州通信ネットワーク㈱が平成元年に専用線サービスの開始を検討中であり、長距離系では、第二電電㈱、日本テレコム㈱が九州全体への業務拡大を計画しており、九州においても、いよいよ本格的な通信事業の競争時代を迎えることになります。

一般第二種電気通信事業には、昭和六十三年十一月末現在で、四十三社の届出があり、福岡、熊本地域を中心とその数は増加しており、九州でも情報通信ネットワークが進展するものと予想されます。

NTTの管内状況につきましては、営業目標を「オールNTT九州で自立経営」として掲げ、地域ニーズの掘り起し、事業別収支の改善、デジタルサービスの導入拡大、経営組織の見直し、人材の積極的活用等を旨とした営業活動を基本に、平成二年度までに収支相償を目指し、事業を展開しております。

管内のNTTのサービス状況でありますが、全国の契約数と当管内の契約数をサービス種別毎の比率でみると一般加入電話が一番高く一・二%、五百四十七万四千加入があり、他のサービスも約一〇%を占め、九州地域の人口の全国比と同等であるのに対し、自動車電話が四・七%、九千加入と著しく低くなっているのが特徴であります。しかし、その契約数の伸び率は高いものがあり、新規参入業者の動きが活発化する中で、営業活動の面においても積極的な対応を示しております。NTTと新規参入業者がお互いに知恵を出し合い良質で低廉なサービスが拡充されることを望みます。次に電波の現状について申し上げます。

当管内の電波利用は、無線局数で約四十八万局と、全國総局数の約一%を占めています。このうち陸上関係無線局の占める割合は九三%にのぼり、特に移動体通信分野の需要増大が顕著であります。これは、管内において、電波を利用した移動通信分野への電気通信事業者の活躍な進出、

また、MCASシステムの急速な普及等によるものであります。このような陸上移動通信の充実と発展が九州における地域振興に大きく寄与しているところです。

また、このように電波利用の拡大が進む中で、重要な無線通信等に妨害を与える不法無線も後をたたない状況にあり、このため当局では、六十三年四月に、福岡に超短波遠隔包囲測定設備を導入しています。

なお、当管内は、台風等による自然災害が多いことから、防災行政無線の整備の必要性が高いと思われます。しかし、地方財政の厳しさもあり、整備市町村数は二百三十六にとどまり、その整備率は、四八・六%と五割に満たないのが現状で、今後、当局の整備の促進のための積極的な支援、援助策が望られます。

管内の放送事業は、NHK及び民放二十一社で実施されております。放送は地域住民の生活に密着したメディアであり、放送の普及と充実を図るため、全国的な受信格差の是正が強く望まれるところであります。現在、管内では、熊本県、長崎県の予備免許中の放送事業者が本年秋を由途にテレビ放送のサービスを開始する予定であり、その他、周波数の割当が、テレビが鹿児島地区、FMが大分、鹿児島の二地区になされております。現在、申請の一本化作業が進められておりますが、地域住民の要望にこたえるため、早期の開局を期待いたします。

NHKについては、地域文化の拠点として、各放送局の創意と主体性に基づく、多彩な地域放送サービスの展開に努めるとともに、地域の特性を生かした全国ネットワークの活用をさらに推進し、地域放送局の積極的役割を確立すべく努力しております。

なお、当管内では、その地理的条件から、近隣諸外国波の到来によるテレビジョン放送に対する混信が増加しており、各放送事業者においては、その対策が喫緊の課題となっています。

最後になりますが、視察いたしました東海大学

宇宙情報センターでは、地球観測衛星、気象衛星、通信衛星からのデータの収集、解析等を行っており、地球の環境変化の影響が懸念される今

日、地球観測の重要性が増大しており、今後のセ

ンターの研究が大いに期待されるところであります。

以上で御報告を終わります。

昭和六十三年十一月三十日本委員会に左の案件が
内閣總理大臣 竹下 登殿
日本放送協会昭和62年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
平成元年1月17日本委員会に左の案件が付託された。

一、日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書(第百十二回国会提出)
一、日本放送協会昭和六十一年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書(第百十二回国会提出)

付託された。

| 科 目 | 内 摘 要 | | | 合 計 |
|-------------|------------|----|-----|------------|
| | 金 額 | 千円 | 金 額 | |
| (資 产 の 部) | | | | |
| 流 動 資 產 | | | | |
| 現 金 及 び 預 金 | | | | |
| 金 金 | | | | 77,857,921 |
| 定期預金ほか | | | | |
| | 82,555 | | | |
| 現 金 | 15,218,388 | | | |
| 預 金 | | | | |
| 受 信 料 未 収 金 | 15,135,833 | | | |
| | | | | |
| 受 信 料 未 収 金 | 1,025,233 | | | |
| | | | | |
| | 11,038,233 | | | |

| | | | | | |
|-----------------------|-------------|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 未 収 紹 用 | 未収受信料欠損引当金 | 受信料未収納の取扱 | △ 10,013,000 | 49,249,988 | 22,302,559 |
| 有 価 証 券 品 用 | 貯蔵費 | 国債、金融債ほか | △ | 7,715,142 | 7,715,142 |
| 前 払 費 用 | 放送記念品 | 放送記念品 | △ | 38,130 | 2,051,176 |
| 未 収 金 | 翌年度番組関係費 | 長期借入金利息ほか | △ 7,846,767 | 377,491 | 14,093,649 |
| その他の流動資産 | 翌年度受信料取納費 | 有価証券利息ほか | △ 333,108 | 2,788,525 | 14,093,649 |
| 固 定 資 產 有 形 固 定 資 產 建 | 差 入 保 証 金 | 建物賃借保証金ほか | △ 804,834 | 990,291 | 14,053,735 |
| 構 築 物 | 差 払 金 | 諸立替払金 | △ 185,457 | △ 200,101,909 | 39,914 |
| 減価償却累計額 | 放送会館、放送所ほか | △ 109,152,675 | △ 228,264,492 | △ 71,256,186 | 17,743,768 |
| 機 械 及 び 装 置 | 構 築 物 | 空中線設備ほか | △ 80,422,364 | △ 51,497,231 | 8,000,000 |
| 機械及び装置 | 減価償却累計額 | △ 83,750,044 | △ 269,853,850 | △ 186,103,806 | 7,940,000 |
| 放 送 衛 星 | 機械及び装置 | 放送設備ほか | △ 10,863,487 | △ 19,817,000 | 1,127,542 |
| 放 送 衛 星 | 減価償却累計額 | 放送債券償還費 | △ 35,221,373 | △ 19,817,000 | 650,900 |
| 車両及び運搬具 | 放 送 衛 星 2 号 | 放送債券発行費 | △ 24,357,886 | △ 272,390 | 25,326 |
| 器 具 | 車両及び運搬具 | 放送債券発行差金 | △ 1,029,026 | △ 175,463 | 19,817,000 |
| 器 具 | 減価償却累計額 | 資 产 合 計 | △ 4,835,282 | △ 358,059,220 | 67,850,781 |
| 器 具 | 車両及び運搬具 | (負 債 の 部) | △ 3,806,256 | △ 4,764,000 | 3,430,000 |
| 器 具 | 減価償却累計額 | 資 产 合 計 | △ 1,360,468 | △ 371,739 | 8,836,906 |
| 器 具 | 楽器、事務用器具ほか | （負 債 の 部） | △ | △ 988,729 | △ 1,680,658 |
| | 減価償却累計額 | 資 产 合 計 | | | |

| 受信料前受金 | 放送債券利息 その他の未払金 | 3月分電力料ほか 翌年度分受信料の収納額 | 322,974 6,783,274 | 49,410,297 | △ 37,896,489 80,422,364 | 71,256,186 |
|---------------------|-------------------|-----------------------------------|----------------------|------------|-----------------------------|------------|
| その他の流動負債 | 前預金 | 技術協力料ほか 集金委託保証金ほか 源泉徴収所得税ほか | 1,409,578 | 1,409,578 | △ 51,497,231 269,853,850 | 28,925,133 |
| 固定負債 | 受取益 金 | 13,566 40,789 | 13,566 40,789 | 35,221,373 | △ 186,103,806 35,221,373 | 83,750,044 |
| 放送債券金 | 1,355,223 | 1,355,223 | 96,741,000 | 50,570,000 | △ 24,357,886 4,835,282 | 10,863,487 |
| 長期借入金 | | | 30,231,000 | 15,940,000 | △ 3,806,256 1,360,468 | 1,029,026 |
| 退職手当引当金 | | | 164,591,781 | | △ 988,729 371,739 | |
| 負債合計 | | | | | 228,264,492 22,302,559 | 63.7 |
| 2 昭和62年度貸借対照表 | | | | | | |
| <u>貸借対照表</u> | | | | | | |
| 昭和63年3月31日現在 | | | | | | |
| 科 目 | 内 記 | 金 额 | 構 成 比 | | | |
| (資 産 の 部) | 千円 | 千円 | % | | | |
| 流 動 資 産 | | | | | | |
| 現 金 及 び 預 金 | 11,038,233 | 15,218,388 | | | | |
| 受信料未収 | △ 10,013,000 | | | | | |
| 未収受信料欠損引当金 | | | | | | |
| 備 証 | | | | | | |
| 有 価 貨 物 | | | | | | |
| 取 織 費 | | | | | | |
| 其 他 の 流 動 資 産 合 計 | | | | | | |
| 固 定 資 産 | | | | | | |
| 無 形 固 定 資 産 | | | | | | |
| 無 形 固 定 資 産 合 計 | | | | | | |
| 出 資 そ の 他 の 資 産 | | | | | | |
| 長 期 預 金 | | | | | | |
| 長 期 保 有 有 価 証 | | | | | | |
| 出 資 そ の 他 の 資 産 合 計 | | | | | | |
| 特 定 資 産 | | | | | | |
| 放送債券償還積立資産 | | | | | | |
| 特 定 資 産 合 計 | | | | | | |
| 繰 放送債券発行差金 | | | | | | |
| 繰 放送債券発行差金 | | | | | | |
| 資 産 合 計 | | | | | | |
| 固 有 形 固 定 資 産 | 109,152,675 | 21.8 | | | | |

| (負債の部) | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|--|--|-------------|--|--|--|-------------|--|-----------|--|
| 流動負債 | | | | | | | | | | | |
| 一年以内に返済する長期借入金 | | | | 4,764,000 | | | | | | | |
| 一年以内に償還する放送権券 | | | | 3,430,000 | | | | 2,943,351 | | | |
| 未払信料前受金 | | | | 8,836,906 | | | | 36,526,738 | | | |
| その他の流動負債合計 | | | | 49,410,297 | | | | 1,186,483 | | 1,472,786 | |
| 流动負債合計 | | | | 67,850,781 | | | | 3,959,426 | | | |
| 定期送り出し | | | | 50,570,000 | | | | 119,260,309 | | | |
| 長期手当引当金 | | | | 30,231,000 | | | | 34,940,306 | | | |
| 退職手当引当金 | | | | 15,940,000 | | | | 9,485,063 | | | |
| 固定負債合計 | | | | 96,741,000 | | | | 37,497,681 | | | |
| (資本の部) | | | | 164,591,781 | | | | 10,013,000 | | | |
| 資本 | | | | 46.0 | | | | △ 1,333,599 | | | |
| 資本 | | | | 175,112,134 | | | | 6,828,137 | | | |
| 積立 | | | | 163,375 | | | | 6,149,631 | | | |
| 越後生産 | | | | 174,948,759 | | | | 678,506 | | | |
| 当期事業収支差金 | | | | 12,545,327 | | | | 5,114,342 | | | |
| 資本合計 | | | | 5,809,978 | | | | 1,713,795 | | | |
| 資本合計 | | | | 193,467,439 | | | | 380,196 | | | |
| 資本合計 | | | | 358,059,220 | | | | 100.0 | | | |

3 昭和62年度損益計算書 損益計算書

昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで

| 科 目 | 金 | 額 |
|--------|-------------|-------------|
| 経常事業収入 | 千円 | 千円 |
| 受信料入 | 346,487,873 | 351,507,693 |
| 経常収入 | 1,456,463 | 5,809,978 |

| 特 別 収 支 | 特 別 固 定 資 産 充 てき却損 | 入 益 | 入 益 | 6,217,914 |
|----------|--------------------|-----------|---------|-----------|
| 特 別 収 支 | 特 別 固 定 資 産 充 てき却損 | 6,206,958 | 2,280 | |
| 特 別 収 支 | 特 別 固 定 資 産 充 てき却損 | 8,676 | | 788,132 |
| 特 別 収 支 | 特 別 固 定 資 産 充 てき却損 | 519,905 | 246,826 | 21,401 |
| 当期事業收支差金 | | | | 5,809,978 |

事業収支剩余金

5,809,978

4 昭和62年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書
昭和62年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決算概説

日本放送協会は、昭和62年度の事業運営において、極めて厳しい財政状況を認識しつつ、昭和62年度事業計画に基づき、収入の確保を図り、経営全般にわたり、極力業務の合理的、効率的運営を推進し、視聴者の要望にこたえて、放送の全国普及とすぐれた放送の実施に努めた。当年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表みると資産総額3,580億5,922万円に対し、負債総額1,645億9,178万1千円であり、資本総額は1,934億6,743万9千円で、このうち当期事業収支差金は58億997万8千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書みると経常事業収入3,515億769万3千円に対し、経常事業支出は3,528億4,129万2千円で、差引き経常事業収支差金は△13億3,359万9千円であり、これに経常事業外収支差金17億1,379万5千円を加えた経常収支差金は3億8,019万6千円である。これに特別収入62億1,791万4千円を加え、特別支出7億8,813万2千円を差し引いた当期事業収支差金は58億997万8千円である。

2 資産、負債及び資本並びに損益の状況

当年度末における資産、負債及び資本の状況と当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録及び貸借対照表
(比較貸借対照表)

(単位 千円)

| 区分 | 昭和61年度末 | 昭和62年度末 | 増減 |
|---------|-------------|-------------|------------|
| 現金及び預金 | 15,538,163 | 15,218,388 | △ 319,775 |
| 受信料未収金 | 1,422,753 | 1,025,233 | △ 397,520 |
| 有価証券 | 40,643,470 | 49,249,988 | 8,606,518 |
| 貯蔵品 | 39,244 | 38,130 | △ 1,114 |
| 前払費用 | 4,319,401 | 8,557,366 | 4,237,965 |
| 未収金 | 3,187,013 | 2,788,525 | △ 398,488 |
| その他流動資産 | 1,043,671 | 990,291 | △ 53,380 |
| 流動資産合計 | 66,193,715 | 77,867,921 | 11,674,206 |
| 有形固定資産 | 223,894,960 | 228,264,492 | 4,369,532 |
| 建物 | 64,505,743 | 71,256,186 | 6,750,443 |

| 機械及び装置 | 28,732,795 | 28,925,133 | 192,338 |
|----------------|-------------|-------------|--------------|
| 機械及び装置 | 78,711,325 | 83,750,044 | 5,038,719 |
| 放送衛星 | 17,216,836 | 10,863,487 | 6,353,349 |
| 車両及び運搬器具 | 1,249,481 | 1,029,026 | 220,455 |
| 工具 | 401,731 | 371,739 | △ 29,992 |
| 土地 | 21,913,213 | 22,302,559 | 389,346 |
| 放送衛星建設仮勘定 | 4,811,146 | 7,715,142 | 2,903,996 |
| その他の建設仮勘定 | 6,352,690 | 2,051,176 | 4,301,514 |
| 無形固定資産 | 8,202,181 | 14,093,649 | 5,891,468 |
| 出資その他の資産 | 29,740,313 | 17,743,768 | 11,996,545 |
| 長期預金 | 4,000,000 | 8,000,000 | 4,000,000 |
| 長期保有有価証券 | 24,210,337 | 7,940,000 | △ 16,270,327 |
| 出資 | 1,506,042 | 1,778,442 | 272,400 |
| 長期前払費用 | 23,944 | 25,326 | 1,382 |
| 固定資産合計 | 261,837,454 | 260,101,909 | △ 1,735,545 |
| 特定期間償還積立資産 | 17,427,000 | 19,817,000 | 2,390,000 |
| 放送債券発行費 | 83,326 | 96,927 | 13,601 |
| 放送債券発行差金 | 188,813 | 175,463 | △ 13,350 |
| 繰延資産合計 | 272,139 | 272,390 | 251 |
| 資産合計 | 345,730,308 | 358,059,220 | 12,328,912 |
| 一年以内に返済する長期借入金 | 4,487,000 | 4,764,000 | 277,000 |
| 一年以内に償還する放送債券 | 3,010,000 | 3,430,000 | 420,000 |
| 未払資金 | 7,637,147 | 8,836,906 | 1,199,759 |
| 受信料前受金 | 47,409,788 | 49,410,297 | 2,000,509 |
| その他の流動負債 | 1,421,912 | 1,409,578 | △ 12,334 |
| 流动負債合計 | 63,905,847 | 67,850,781 | 3,884,934 |
| 放送債務 | 48,000,000 | 50,570,000 | 2,570,000 |
| 長期借入金 | 30,507,000 | 30,231,000 | △ 276,000 |

| | | | |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 退職手当引当金 | 15,600,000 | 15,940,000 | 340,000 |
| 固定負債合計 | 94,107,000 | (27,2) | 96,741,000 |
| 負債合計 | 158,072,847 | (45,7) | 164,591,781 |
| 資本 | | | |
| 資本 | 165,160,134 | 175,112,134 | 9,952,000 |
| 資本 | 163,375 | 163,375 | 0 |
| 積立金 | 164,966,759 | 174,948,759 | 9,952,000 |
| 積立金 | 16,692,676 | 12,545,327 | △ 4,147,349 |
| 積立金 | 5,804,651 | 5,809,978 | 5,327 |
| 当期事業収支差金 | | | |
| 資本合計 | 187,651,461 | (54,3) | 193,467,439 |
| 負債資本合計 | 345,730,308 | (100,0) | 358,059,920 |

(注) () 内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

ア 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の3,457億3,030万8千円に比べ123億2,891万2千円増加し、3,580億5,922万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

| 区分 | 昭和61年度末 | 昭和62年度末 | 増減 |
|------|-------------|-------------|-------------|
| 流動資産 | 66,193,715 | 77,867,921 | 21,8 |
| 固定資産 | 261,837,454 | 260,101,909 | △ 1,735,545 |
| 特定資産 | 17,427,000 | 19,817,000 | 5,5 |
| 延資産 | 272,139 | 272,380 | 0,1 |
| 合計 | 345,730,308 | 358,059,220 | 100,0 |

(ア) 流動資産
当年度末の流動資産は、前年度末の661億9,371万5千円に比べ116億7,420万6千円増加し、778億6,792万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

| 区分 | 分 | 昭和61年度末 | 昭和62年度末 | 増減 | (単位 千円) |
|---------|---|------------|------------|------------|---------|
| 現金及び預金 | | | | | |
| 現金 | | 15,538,163 | 15,218,388 | △ 319,775 | |
| 受信料未収金 | | 1,422,753 | 1,025,233 | △ 397,520 | |
| 有価証券 | | 40,643,470 | 49,249,988 | 8,606,518 | |
| 預金 | | 39,244 | 38,130 | △ 1,114 | |
| 貯蔵品 | | 4,319,401 | 8,557,366 | 4,237,965 | |
| 前払費用 | | 3,187,013 | 2,788,525 | △ 398,488 | |
| 未収料金 | | 1,043,671 | 990,291 | △ 53,380 | |
| その他流動資産 | | | | | |
| 合計 | | 66,193,715 | 77,867,921 | 11,674,206 | |

注1 現金及び預金

| 区分 | 分 | 金額 | 摘要 |
|----|---|------------|--------|
| 現金 | | 82,555 | |
| 預金 | | 15,135,833 | 定期預金ほか |
| 合計 | | 15,218,388 | |

注2 受信料未収金

(単位 千円)

| 区分 | 分 | 金額 | 摘要 |
|------------|---|--------------|----------------|
| 受信料未収金 | | 11,038,233 | 当年度末の受信料未収額 |
| 未収受信料欠損引当金 | | △ 10,013,000 | 翌年度における収納不能見込額 |
| 合計 | | 1,025,233 | |

注3 有価証券

(単位 千円)

| 区分 | 券面総額 | 取得価額 | 貸借対照表上額 | 摘要 |
|----|------------|------------|------------|----|
| 国債 | 26,040,300 | 27,171,550 | 27,171,550 | |

| | | | | |
|--------|------------|------------|------------|------------------|
| 政府保証債 | 3,800,000 | 3,750,144 | 3,750,144 | 公営企業債券ほか |
| 非政府保証債 | 1,634,900 | 1,630,990 | 1,630,990 | 特別鉄道債券ほか |
| 地方債 | 1,900,000 | 1,896,410 | 1,896,410 | 東京都公債ほか |
| 事業債 | 1,000,000 | 994,000 | 994,000 | 電力債券ほか |
| 外債 | 1,912,000 | 1,902,700 | 1,902,700 | 国際復興開銀円債 債券ほか |
| 合計 | 48,191,394 | 49,249,988 | 49,249,988 | |

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注4 貯蔵品

| 区 | 分 | 金額 | 摘要 | 要 |
|-------|---|--------|----------------|---|
| 放送記念品 | | 38,130 | 放送出演記念用ボールペンほか | |

(単位 千円)

注5 前払費用

| 区 | 分 | 金額 | 摘要 | 要 |
|-----------|-----------|----------------------------------|----|---|
| 翌年度番組関係費 | 7,846,767 | 翌年度放送番組制作経費、ソウルオリエンピック 放送権料ほか | | |
| 翌年度受信料収納費 | 377,491 | 受信料前受金に対応する取扱事務費 | | |
| 長期借入金利息 | 197,386 | 長期借入金の翌年度分利息 | | |
| その他の前払費用 | 135,722 | 営業所等翌年度分賃料ほか | | |
| 合計 | 8,557,366 | | | |

(単位 千円)

注6 未収金

| 区 | 分 | 金額 | 摘要 | 要 |
|---------|-----------|--------------------|----|---|
| 有価証券等利息 | 588,250 | 国債等の当年度分利息 | | |
| その他の未収金 | 2,200,245 | 国際放送関係交付金第4・四半期分ほか | | |
| 合計 | 2,788,525 | | | |

(単位 千円)

注7 その他の流動資産

| 区 | 分 | 金額 | 摘要 | 要 |
|-------|---|---------|-----------|---|
| 差入保証金 | | 804,834 | 建物賃借保証金ほか | |
| 仮払金 | | 185,457 | 諸立替払金 | |
| 合計 | | 990,291 | | |

(イ) 固定資産

(単位 千円)

(単位 千円)

| 区 | 分 | 前年度末 残高 | 当 年 度 増 加 額 | 当 年 度 減 少 額 | 当 年 度 高 額 | 減 価 償 却 累 計 額 | 差 引 当 年 度 高 |
|--------------|-------------|------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------|---------------------------------|----------------------------|
| 有形固定資産 | 503,235,048 | 48,514,714 | 18,834,873 | 532,914,889 | 304,650,397 | 228,264,492 | |
| 建物 | 100,936,847 | 9,379,275 | 1,163,447 | 109,152,675 | 37,896,489 | 71,256,186 | |
| 構築物 | 77,687,380 | 4,065,121 | 1,330,137 | 80,422,364 | 51,497,231 | 28,925,133 | |
| 機械及び装置 | 250,047,645 | 29,395,656 | 9,589,451 | 269,853,850 | 186,103,806 | 83,750,044 | |
| 放送衛星 | 35,221,907 | 0 | 534 | 35,221,373 | 24,357,886 | 10,863,487 | |
| 車両及び運搬器具 | 4,918,815 | 271,106 | 354,639 | 4,855,282 | 3,806,256 | 1,029,026 | |
| 土器 | 1,345,405 | 30,045 | 14,982 | 1,360,468 | 988,729 | 371,739 | |
| その他建設販売勘定 | 21,913,213 | 453,042 | 63,696 | 22,302,559 | — | 22,302,559 | |
| 放送衛星建設販売勘定 | 4,811,146 | 2,903,996 | 0 | 7,715,142 | — | 7,715,142 | |
| その他の建設販売勘定 | 6,352,690 | 2,016,473 | 6,317,987 | 2,051,176 | — | 2,051,176 | |
| 無形固定資産 | 9,461,492 | 6,484,604 | 155,831 | 15,790,265 | 1,696,616 | 14,093,649 | |
| (有形・無形固定資産計) | 512,696,540 | 54,999,318 | 18,990,704 | 548,705,154 | 306,347,013 | 242,358,141 | |
| 出資その他の資産 | 29,740,313 | 4,616,998 | 16,613,543 | 17,743,768 | — | 17,743,768 | |
| 長期預金 | 4,000,000 | 4,000,000 | 0 | 8,000,000 | — | 8,000,000 | |
| 長期保有有価証券 | 24,210,327 | 340,000 | 16,610,327 | 7,940,000 | — | 7,940,000 | |
| 出資 | 1,506,042 | 272,400 | 0 | 1,778,442 | — | 1,778,442 | |
| 長期前払費用 | 23,944 | 4,598 | 3,216 | 25,326 | — | 25,326 | |
| 合計 | 542,436,853 | 59,616,316 | 35,604,247 | 566,448,922 | 306,347,013 | 260,101,909 | |

注1 有形固定資産及び無形固定資産の当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、48,666,034千円であり、その内容は次のとおりである。

新放送施設の整備(放送衛星の製作・打上げ、衛星放送設備の整備)
テレビジョン、ラジオ放送網の整備(総合放送3局、教育放送3局、中波第1放送4局、FM放送2局の開設、国際放送へ保送信所の整備、放送装置の更新等)
番組設備の整備(放送センターのニュース関係施設の改善整備、地域放送充実のための機器の整備等)
研究設備等の整備(研究開発設備の整備、専務機器の整備等)
注2 当年度末のその他の建設貯留設備の整備、地域放送充実のための機器の整備等)
注3 当年度末の無形固定資産残高14,093,649千円の内容は、放送センターのニュース関係施設設備等である。
注4 当年度末の長期預金残高8,000,000千円の内容は、特定金銭信託である。
注5 長期保有有価証券

| (単位 千円) | | | | |
|----------------------------|---|---|---|---|
| 区 分 | 券面總額 | 取得価額 | 貸借対照表 上 額 | 摘要 |
| 国 金 政 事 合 計 | 2,780,000 1,211,888 2,700,000 1,315,900 8,007,788 | 2,740,661 1,211,888 2,680,000 1,307,451 7,940,000 | 2,740,661 1,211,888 公営企業債券 電力債券 7,940,000 | 長期信用債券ほか 公営企業債券 電力債券 7,940,000 |

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注6 出資

(単位 千円)

| 出資 先 | 前 年 度 未 残 高 | 当 年 度 増 加 額 | 当 年 度 減 少 額 | 当 年 度 未 残 高 | 一 株 の 額 | 当 年 度 出 資 株 式 數 |
|---------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------|--------------------------------------|
| 通信・放送衛星機構 | 1,127,542 | 0 | 0 | 1,127,542 | — | — |
| 関連事業 | 378,500 | 272,400 | 0 | 650,900 | — | — |
| 株N H K放送情報サービス | 80,000 | 0 | 0 | 80,000 | 50,000円 | 1,600株 |
| 株日本放送出版協会 | 6,500 | 0 | 0 | 6,500 | 50円 | 130,000株 |
| 株N H Kテクニカルサービ ス | 70,000 | 0 | 0 | 70,000 | 50,000円 | 20,000株 |
| キャブテンサービス(株) | 2,000 | 0 | 0 | 2,000 | 50,000円 | 40株 |

上記出資は、放送法第9条の3に基づき郵政大臣の認可を受けて出資している。

(1) 特定資産
放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

(単位 千円)

| 区 分 | 昭和61年度末 | 昭和62年 度 | |
|------------|------------|------------|-----------|
| | | 増 | 減 |
| 放送債券償還積立資産 | 17,427,000 | 5,400,000 | 3,010,000 |

(2) 繰延資産
翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の2億7,213万9千円に比べ25万1千円増加し、2億7,239万円となり、その内容は次表のとおりである。

| 区 分 | 昭和61年度末 | 昭和62年 度 | 年 度 末 |
|------------|------------|------------|-------------|
| 放送債券償還積立資産 | 17,427,000 | 5,400,000 | 19,817,000 |

| (単位 千円) | | | | |
|-----------------|------------|------------|----------|---------|
| 区 分 | 昭和 61 年度 末 | 昭和 62 年度 末 | 増 減 | (単位 千円) |
| 放 送 債 券 発 行 費 | 83,326 | 96,927 | 13,601 | |
| 放 送 債 券 発 行 差 金 | 188,813 | 175,463 | △ 13,350 | |
| 合 計 | 272,139 | 272,390 | 251 | |

イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の1,580億7,284万7千円に比べ65億1,893万4千円増加し、1,645億9,178万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

| 区 分 | 昭 和 61 年 度 末 | 昭 和 62 年 度 末 | (増 減) | |
|---------|--------------|--------------|-------------|-------|
| 金 额 | 構成比率 (%) | 金 额 | 構成比率 (%) | |
| 流 動 負 債 | 63,965,847 | 40.5 | 67,850,781 | 41.2 |
| 固 定 負 債 | 94,107,000 | 59.5 | 96,741,000 | 58.8 |
| 合 計 | 158,072,847 | 100.0 | 164,591,781 | 100.0 |
| | | | 6,518,934 | |

(ア) 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の639億6,584万7千円に比べ38億8,493万4千円増加し、678億5,078万1千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

| 区 分 | 昭 和 61 年 度 末 | 昭 和 62 年 度 末 | (増 減) |
|-------|--------------|--------------|-------------|
| 金 额 | 構成比率 (%) | 金 额 | 構成比率 (%) |
| 受 信 料 | 49,410,297 | 49,410,297 | 翌年度分受信料の収納額 |
| 合 計 | 1,409,578 | | |

注2 受信料前受金
(単位 千円)

| 区 分 | 金 额 | (摘要) |
|-------------|------------|-------------|
| 受 信 料 前 受 金 | 49,410,297 | 翌年度分受信料の収納額 |

注3 その他の流動負債
(単位 千円)

| 区 分 | 金 额 | (摘要) |
|---------|-----------|-----------|
| 前 受 収 益 | 13,566 | 技術協力料ほか |
| 預 金 | 40,789 | 集金委託保証金ほか |
| 合 計 | 1,355,223 | 源泉徴収所得税ほか |

イ 固定負債
当年度末の固定負債は、前年度末の941億700万円に比べ25億3,400万円増加し、967億4,100万円となり、その内容は次表のとおりである。
(単位 千円)

| 区 分 | 昭 和 61 年 度 末 | 昭 和 62 年 度 末 | (増 減) |
|-----------------|--------------|--------------|-------------|
| 金 额 | 構成比率 (%) | 金 额 | 構成比率 (%) |
| 放 送 債 券 | 4,487,000 | 4,764,000 | 277,000 |
| 長 期 借 入 金 | 3,010,000 | 3,430,000 | 420,000 |
| 未 払 金 | 7,637,147 | 8,836,906 | 1,199,759 |
| 受 信 料 前 受 金 | 47,409,788 | 49,410,297 | 2,000,509 |
| そ の 他 の 流 動 負 債 | 1,421,912 | 1,409,578 | △ 12,334 |
| 合 計 | 63,965,847 | 67,850,781 | 3,884,934 |

注1 放送債券

(単位 千円)

| 区分 | 昭和61年度末 | 昭和62年度 | 増減 |
|--------------------|------------|-----------|-------------|
| | 発行額 | 償還額 | 組替額 |
| 固定負債・放送債券 | 48,000,000 | 6,000,000 | △ 3,430,000 |
| 流動負債・一年以内に償還する放送債券 | 3,010,000 | — | 3,430,000 |
| 合計 | 51,010,000 | 6,000,000 | 0 |
| | 3,010,000 | 3,430,000 | 3,430,000 |
| | | | 54,000,000 |

注2 長期借入金

(単位 千円)

| 区分 | 昭和61年度末 | 昭和62年度 | 増減 |
|---------------------|------------|-----------|------------|
| | 借入額 | 返済額 | 組替額 |
| 固定負債・長期借入金 | 30,507,000 | 4,553,000 | — |
| 流動負債・一年以内に返済する長期借入金 | 4,487,000 | — | 4,552,000 |
| 合計 | 34,994,000 | 4,553,000 | 4,552,000 |
| | | | 0 |
| | | | 34,995,000 |

上記長期借入金の昭和62年度未残高34,995,000千円の借入先別金額は、第一勵業銀行20,299,000千円、富士銀行3,848,000千円、住友銀行3,848,000千円、三菱銀行2,450,000千円、三井銀行2,450,000千円、三和銀行1,400,000千円、日本長期信用銀行700,000千円である。

ウ 資本の部
当年度末の資本の部の総額は、前年度末の1,876億5,746万1千円に比べ58億997万8千円増加し、1,934億6,743万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

| 区分 | 昭和61年度末 | 昭和62年度 | 増減 |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 資本 | 165,160,134 | 175,112,134 | 9,952,000 |
| 積立金 | 16,692,676 | 12,545,327 | △ 4,147,349 |
| 当期事業収支差金 | 5,804,651 | 5,809,978 | 5,327 |
| 合計 | 187,657,461 | 193,467,439 | 5,809,978 |

(イ) 資本

(単位 千円)

| 区分 | 昭和61年度末 | 昭和62年度末 | 増減 |
|----------|-------------|-------------|-----------|
| 承継資産充当資本 | 164,996,759 | 174,948,759 | 9,952,000 |
| 合計 | 165,160,134 | 175,112,134 | 9,952,000 |
| | | | |

承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産である。

当年度末の固定資産充当資本は1,749億4,875万9千円であり、その内容は次のとおりである。

30億8,857万7千円

当年度末の繰越剰余金125億4,532万7千円は、昭和63年度以降の収支不足に充てるための繰越額である。

(ウ) 繰越金

(単位 千円)

| 区分 | 昭和61年度末 | 昭和62年度末 | 増減 |
|-------|------------|------------|-------------|
| 繰越剰余金 | 16,692,676 | 12,545,327 | △ 4,147,349 |

(ウ) 当期事業収支差金

(単位 千円)

| 区分 | 昭和61年度末 | 昭和62年度末 | 増減 |
|----------|-----------|-----------|-------|
| 当期事業収支差金 | 5,804,651 | 5,809,978 | 5,327 |

当年度の当期事業収支差金58億997万8千円は、昭和63年度以降の収支不足に充てるための繰越額である。

(2) 損益計算書
(比較損益計算書)

(単位 千円)

| 区分 | 昭和61年度 | 昭和62年度 | 増減 |
|----------|-------------|-------------|-----------|
| 経常事業収入 | 346,067,480 | 351,507,693 | 5,440,213 |
| 経常事業費用 | 346,067,480 | 351,507,693 | 5,440,213 |
| 経常事業収支差額 | 5,440,213 | 5,440,213 | 0 |

| 別 収 支 | 固定資産受贈益 | | △ | 57,445 |
|-------------|-------------|-------------|------------|-----------|
| | 過年度損益修正益 | 10,003 | | |
| その他の特別収入 | 862,357 | 0 | △ | 862,357 |
| 受信料 | 341,551,863 | 346,487,873 | 4,936,010 | |
| 交付金収入 | 1,578,192 | 1,456,463 | △ | 121,729 |
| 副次収入 | 2,937,425 | 3,563,357 | 625,932 | |
| 経常事業支出 | 340,734,279 | 352,841,292 | 12,107,013 | |
| 国内放送費 | 91,561,446 | 95,556,149 | 3,994,703 | |
| 国際放送費 | 2,393,469 | 2,943,351 | 549,882 | |
| 契約受納料 | 35,765,974 | 36,526,738 | 760,764 | |
| 受信対策費 | 1,185,544 | 1,186,483 | 939 | |
| 広報費 | 1,509,458 | 1,472,786 | △ | 36,672 |
| 調査研究費 | 3,768,023 | 3,959,426 | 191,403 | |
| 給与費 | 116,037,058 | 119,260,309 | 3,223,251 | |
| 退職手当・厚生費 | 33,810,408 | 34,940,306 | 1,129,898 | |
| 一般管理費 | 9,434,171 | 9,485,063 | 50,892 | |
| 減価償却費 | 35,261,728 | 37,497,681 | 2,235,953 | |
| 未収受信料欠損償却費 | 10,007,000 | 10,013,000 | 6,000 | |
| 経常事業収支差金 | 5,333,201 | △1,303,599 | △ | 6,666,800 |
| 経常事業外収入 | 7,603,853 | 6,828,137 | △ | 775,716 |
| 財務収入 | 7,037,225 | 6,149,631 | △ | 887,594 |
| 財務収入 | 566,628 | 678,506 | 111,878 | |
| 経常事業外支出 | 5,203,199 | 5,114,342 | △ | 88,857 |
| 財務費 | 5,203,199 | 5,114,342 | △ | 88,857 |
| 経常事業外収支差金 | 2,400,654 | 1,713,795 | △ | 686,859 |
| 経常事業外収支差金 | 2,400,654 | 1,713,795 | △ | 686,859 |
| 当期剰余金 | 7,733,855 | 380,196 | △ | 7,353,659 |
| 特別収入 | 1,280,257 | 6,217,914 | 4,937,657 | |
| 固定資産売却益 | 348,172 | 6,206,958 | 5,858,786 | |

(注) () 内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

ア 経常事業収支

経常事業収入3,515億769万3千円に対し、経常事業支出は3,528億4,129万2千円であり、差し引き
経常事業収支差金は△13億3,399万9千円である。

なお、前年度の経常事業収入3,460億6,748万円、経常事業支出3,407億3,427万9千円に比較すれば、
経常事業収入は54億4,021万3千円、経常事業支出は121億701万3千円の増加である。

(イ) 経常事業収入

経常事業収入の増加は、主として受信契約件数の増加に伴う受信料収入の増加によるものであり、
その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

| 区分 | 昭和61年度 | 昭和62年度 | 増減 |
|-------|-------------|-------------|-----------|
| 受信料 | 341,551,863 | 346,487,873 | 4,936,010 |
| 交付金収入 | 1,578,192 | 1,456,463 | △ |
| 副次収入 | 2,937,425 | 3,563,357 | 625,932 |
| 合計 | 346,067,480 | 351,507,593 | 5,440,213 |

注1 受信料

| (単位 千円) | | | | |
|------------|-------------|-------------|-------------|--|
| 区 分 | 昭和 61 年度 | 昭和 62 年度 | 増 減 | |
| 普通受信料 | 12,863,005 | 11,677,939 | △ 1,185,066 | |
| カラーレターフ受信料 | 328,688,888 | 334,809,934 | 6,121,076 | |
| 合 計 | 341,551,893 | 346,487,873 | 4,936,010 | |

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千件)

| 区 分 | 昭和 61 年度 | 昭和 62 年度 | |
|----------|-----------|-------------------------|--|
| 普通契約 | | | |
| 年 増 年 度 | 初 頭 加 末 | △ 1,826 90 1,736 | 1,736 237 1,499 |
| カラーテレビ契約 | 年 増 年 度 | 初 頭 加 末 | 28,801 532 29,333 678 30,011 |
| 契約総数 | 度 初 頭 加 未 | 30,627 442 31,069 | 31,069 441 31,510 |

注2 交付金収入

(単位 千円)

| 区 分 | 昭和 61 年度 | 昭和 62 年度 | 増 減 | |
|-----------|----------|--------------------------|--------------------------------|-----------|
| 国際放送料 | | | | |
| 年 増 年 度 | 初 頭 加 未 | 31,239 834 338,358 | 1,439,723 16,740 321,618 | 199,889 |
| 選舉放送関係交付金 | | | | |
| 合 計 | | 1,578,192 | 1,456,463 | △ 121,729 |

注3 副次収入

| (単位 千円) | | | | |
|-------------|-----------|-----------|----------|--|
| 区 分 | 昭和 61 年度 | 昭和 62 年度 | 増 減 | |
| 放送番組の多角的活用 | 796,188 | 1,324,178 | 527,990 | |
| 放送番組テキストの出版 | 1,198,150 | 1,340,603 | 142,453 | |
| 技術協力・特許実施許諾 | 428,312 | 402,026 | △ 26,286 | |
| NHKホール外部利用 | 381,102 | 322,113 | △ 58,989 | |
| 番組コンクール賞金等 | 133,673 | 174,437 | 40,764 | |
| 合 計 | 2,937,425 | 3,563,357 | 625,932 | |

(1) 経常事業支出

昭和62年度事業計画に基づき、経営全般にわたり極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、各部門の業務活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

| 区 分 | 昭和 61 年度 | 昭和 62 年度 | 増 減 | |
|------------|-------------|-------------|-----------|--|
| 国際放送費 | 91,561,446 | 95,556,149 | 3,994,703 | |
| 国際放送料 | 2,393,469 | 2,943,351 | 549,882 | |
| 約収納費 | 35,765,974 | 36,526,738 | 760,764 | |
| 契約対策費 | 1,185,544 | 1,186,483 | 939 | |
| 報費 | 1,509,458 | 1,472,786 | △ 36,672 | |
| 調査研究費 | 3,768,023 | 3,959,426 | 191,403 | |
| 与戻職手当・厚生費 | 116,037,058 | 119,260,309 | 3,223,251 | |
| 一般管理費 | 33,810,408 | 34,940,306 | 1,129,898 | |
| 減価償却費 | 9,434,171 | 9,485,063 | 50,892 | |
| 未収受信料欠損償却費 | 35,261,728 | 37,497,681 | 2,235,953 | |
| 合 計 | 10,007,000 | 10,013,000 | 6,000 | |

注1 国内放送費

(単位 千円)

| 区 分 | 昭和 61 年度 | 昭和 62 年度 | 増 減 |
|-------|------------|------------|-----------|
| 番組費 | 61,598,978 | 65,269,338 | 3,700,360 |
| 技術運用費 | 21,799,286 | 22,050,004 | 250,718 |
| 通信施設費 | 8,163,182 | 8,206,807 | 43,625 |
| 合 計 | 91,561,446 | 95,556,149 | 3,994,703 |

注2 國際放送費

(単位 千円)

| 区 分 | 昭和 61 年度 | 昭和 62 年度 | 増 減 |
|-------|-----------|-----------|----------|
| 番組費 | 1,179,528 | 1,284,201 | 104,673 |
| 技術運用費 | 35,010 | 19,984 | △ 15,026 |
| 通信施設費 | 1,178,931 | 1,639,166 | 460,235 |
| 合 計 | 2,393,469 | 2,943,351 | 549,882 |

注3 契約収納費

(単位 千円)

| 区 分 | 昭和 61 年度 | 昭和 62 年度 | 増 減 |
|---------|------------|------------|-----------|
| 契約費 | 3,683,670 | 3,849,035 | 165,365 |
| 納 費 | 25,347,086 | 26,269,191 | 922,105 |
| 契約収納推進費 | 6,735,218 | 6,408,512 | △ 326,706 |
| 合 計 | 35,765,974 | 36,526,738 | 760,764 |

注4 受信対策費

(単位 千円)

| 区 分 | 昭和 61 年度 | 昭和 62 年度 | 増 減 |
|---------|----------|----------|----------|
| 受信改善費 | 245,450 | 270,965 | 25,515 |
| 受信対策推進費 | 940,094 | 915,518 | △ 24,576 |

合 計

939

注5 広報費

(単位 千円)

| 区 分 | 昭和 61 年度 | 昭和 62 年度 | 増 減 |
|----------|-----------|-----------|----------|
| 聴取者意向収集費 | 809,586 | 766,635 | △ 42,951 |
| 広報推進費 | 699,872 | 706,151 | 6,279 |
| 合 計 | 1,509,458 | 1,472,786 | △ 36,672 |

注6 調査研究費

(単位 千円)

| 区 分 | 昭和 61 年度 | 昭和 62 年度 | 増 減 |
|---------|-----------|-----------|---------|
| 番組調査研究費 | 885,502 | 881,146 | △ 4,356 |
| 技術研究費 | 2,882,521 | 3,078,280 | 195,759 |
| 合 計 | 3,768,023 | 3,959,426 | 191,403 |

注7 給与

(単位 千円)

| 区 分 | 昭和 61 年度 | 昭和 62 年度 | 増 減 |
|-----|-------------|-------------|-----------|
| 給与 | 116,037,058 | 119,260,309 | 3,223,251 |

上記昭和62年度給与の内容は、職員給与1,190億2,856万2千円、常勤役員報酬2億3,174万7千円である。

注8 退職手当・厚生費

(単位 千円)

| 区 分 | 昭和 61 年度 | 昭和 62 年度 | 増 減 |
|----------|------------|------------|-----------|
| 退職手当・厚生費 | 33,810,408 | 34,940,306 | 1,129,898 |

上記昭和62年度退職手当・厚生費の内容は、厚生保険費176億390万円、退職手当173億3,640万6千円である。

注9 一般管理費

(単位 千円)

| 区 分 | 昭和61年度 | 昭和62年度 | 増 減 |
|-----------|-----------|-----------|--------|
| 一 般 管 理 費 | 9,434,171 | 9,485,063 | 50,892 |

上記昭和62年度一般管理費の内容は、施設管理費51億8,208万7千円、職員管理費その他43億2977万6千円である。

注10 減価償却費

(単位 千円)

| 区 分 | 取得価額 | 当年度償却額 | 償却累計額 | 帳簿価額 | 償却累計率 |
|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------|
| 有 形 固 定 資 産 | 500,846,012 | 36,904,913 | 304,650,397 | 196,195,615 | 60.8% |
| 建 物 | 109,152,675 | 2,491,031 | 37,896,489 | 71,256,186 | 34.7 |
| 機 械 及 び 装 置 | 80,422,364 | 3,758,943 | 51,497,231 | 28,925,133 | 64.0 |
| 放 送 衛 星 | 269,853,850 | 23,774,635 | 186,103,806 | 83,750,044 | 69.0 |
| 車両及び運搬工具 | 35,221,373 | 6,352,815 | 24,357,886 | 10,863,487 | 69.2 |
| 器 具 | 4,835,282 | 468,208 | 3,806,256 | 1,029,026 | 78.7 |
| 無 形 固 定 資 産 | 1,360,468 | 59,281 | 988,729 | 371,739 | 72.7 |
| 施 設 利 用 権 | 15,750,351 | 592,768 | 1,696,616 | 14,053,735 | 10.8 |
| 合 计 | 516,596,363 | 37,497,581 | 306,347,013 | 210,249,350 | 59.3 |

上記当年度償却額は、有形固定資産のうち建物・構築物は定額法、機械及び装置・放送衛星・車両及び運搬具・器具は定率法、無形固定資産については定額法により算出している。

経常事業外収支

経常事業外収入は68億2,813万7千円であり、経常事業外支出は51億1,434万2千円であり、差し引き経常事業外収支差金は17億1,379万5千円である。その内容は次表のとおりである。

(ア) 経常事業外収入

(単位 千円)

| 区 分 | 昭和61年度 | 昭和62年度 | 増 減 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 財 務 収 入 | 7,037,225 | 6,149,631 | △ 887,594 |

| 区 分 | 受取入 | 566,628 | 678,506 | 111,878 |
|-----|-----------|-----------|-----------|---------|
| 合 計 | 7,603,853 | 6,828,137 | △ 775,716 | |

注 財務収入

(単位 千円)

| 区 分 | 受取利息 | 7,035,140 | 6,147,871 | △ 887,269 |
|-----|-------|-----------|-----------|-----------|
| 合 計 | 2,085 | 1,760 | △ 325 | |

(イ) 経常事業外支出

(単位 千円)

| 区 分 | 昭和61年度 | 昭和62年度 | 増 減 |
|------------|-----------|-----------|----------|
| 財務費 | 5,203,199 | 5,114,342 | △ 88,857 |
| 支 払 利 息 | 4,982,211 | 4,908,840 | △ 73,371 |
| 放送債券発行償還経費 | 220,988 | 205,502 | △ 15,486 |

ウ 特別収支

固定資産売却益等の特別収入は62億1,791万4千円であり、固定資産売却損等の特別支出は7億8,813万2千円であり、その内容は次表のとおりである。

(エ) 特別収入

(単位 千円)

| 区 分 | 金額 | 摘要 | 要 |
|-----------------|-----------|------------------|---|
| 固 定 資 產 売 却 益 | 6,206,958 | 鳩ヶ谷ラジオ放送所跡地売却益ほか | |
| 固 定 資 產 受 贈 益 | 2,260 | | |
| 過 年 度 損 益 修 正 益 | 8,676 | 固定資産の造成による評価益 | |
| 合 計 | 6,217,914 | | |

(4) 特別支出

(単位 千円)

| 区 分 | 金 額 | 摘要 | 要 |
|-----------------|---------|-------------------------|---|
| 固 定 資 産 廃 却 損 | 519,905 | | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 246,826 | | |
| 過 年 度 損 益 修 正 損 | 21,401 | 昭和61年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正損 | |
| 合 計 | 788,132 | | |

3 主たる設備の状況

当年度末における主たる設備の状況は次表のとおりである。

| 区分 分 | 土 地 | | 建 物 | | 機械及び装置 | 放 送 衛 星 | その他の固定資産 | 帳簿価額合計 |
|------------------------|--|----------------------------------|---|----------------------------------|----------------------------------|------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| | 面 積 | 金 額 | 面 積 | 金 額 | | | | |
| 放 送 会 館 (うち、放送センター) | 353,380 m ² (82,650) | 10,670,547 千円 (5,079,536) | 540,852 m ² (217,212) | 47,136,165 千円 (25,365,268) | 60,262,020 千円 (30,087,297) | (一) (一) | 3,855,023 千円 (1,511,850) | 121,923,755 千円 (62,043,951) |
| テ レ ビ ジ オ 放 送 所 | 559,463 | 553,900 | 50,489 | 3,738,868 | 12,392,158 | — | 8,002,842 | 24,687,768 |
| テ レ ビ ジ オ 共 同 受 信 施 設 | 2,164,271 | 7,226,924 | 37,885 | 5,621,766 | 7,617,801 | — | 4,470,983 | 24,937,474 |
| 放 送 衛 星 | — | — | — | — | — | — | 13,023,954 | 13,023,954 |
| そ の 他 の 施 設 | 2,248,632 | 3,851,188 | 273,910 | 14,759,387 | 3,478,065 | — | 10,863,487 | 10,863,487 |
| 合 計 | 5,325,746 | 22,302,559 | 903,136 | 71,256,186 | 83,750,044 | 10,863,487 | 30,325,898 | 218,498,174 |

注1 その他の施設は放送技術研究所、放送文化調査研究所、通信部等である。

注2 その他の固定資産は構築物・車両及び運搬具・器具である。

4 収入支出の決算の状況

(1) 収入支出の決算

当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

(2) 予算総則の適用

ア 予算総則第5条第2項に基づく昭和61年度からの建設費予算の繰越し 放送センターのニュース関係施設(新ニュースセンター)整備経費

イ 予算総則第6条に基づく予備費の使用

ウ 非常災害による被害施設の復旧対策経費(国内放送費・一般管理費)

エ 鉄路・線ヶ岡放送所鉄塔の緊急保全対策経費(国内放送費)

オ 固定資産除却損の増による予算の不足(特別支出)

カ 昭和61年度分未収受信料欠損額の増による予算の不足(特別支出)

工 当期事業収支差金
経常事業収支差金△13億3,359万9千円に經常事業外収支差金17億1,379万5千円を加えた經常収支
差金は3億8,019万6千円である。これに、特別収入62億1,791万4千円を加え、特別支出7億8,813万
2千円を差し引いた当期事業収支差金は58億997万8千円である。
なお、この当期事業収支差金は、昭和63年度以降の収支不足に充てるため繰り越すものである。

ウ 予算総則第9条に基づく事業収支差金の使用 昭和63年度以降の収支不足に充てるための繰越金

予算額 0 法算額 58億 997万 8千円 増額 58億 997万 8千円

別表

(事業収支)

収入支出決算表

昭和62年度

| 款項 | 当初額 (1) | 予算額 | | 決算額 (4) | 予算残額 (3)-(4) |
|------|-------------|----------------|-------------|-------------|-----------------|
| | | 予算総則に基づく増減額(2) | 第6条予備費 | | |
| 事業収入 | | | | | |
| 受取料 | 351,516,641 | 0 | 351,516,641 | 354,540,744 | △ 3,024,103 |
| 受取金 | 334,839,602 | 0 | 334,839,602 | 336,474,873 | △ 1,635,271 |
| 受取収 | 1,456,463 | 0 | 1,456,463 | 1,456,463 | 0 |
| 次務 | 2,592,000 | 0 | 2,592,000 | 3,563,357 | △ 971,357 |
| 收別 | 6,015,076 | 0 | 6,015,076 | 6,149,631 | △ 134,555 |
| 收放 | 523,500 | 0 | 523,500 | 678,506 | △ 155,006 |
| 收送 | 6,090,000 | 0 | 6,090,000 | 6,217,914 | △ 127,914 |
| 料入 | 351,516,641 | 0 | 351,516,641 | 348,730,766 | △ 2,785,875 |
| 内入 | 95,148,304 | 423,359 | 95,571,663 | 95,556,149 | △ 15,514 |
| 際 | 2,954,361 | 0 | 2,954,361 | 2,943,351 | △ 11,010 |
| 約 | 36,540,939 | 0 | 36,540,939 | 36,526,738 | △ 14,201 |
| 信 | 1,188,677 | 0 | 1,188,677 | 1,186,483 | △ 2,194 |
| 査 | 1,476,780 | 0 | 1,476,780 | 1,472,786 | △ 3,994 |
| 研 | 3,961,942 | 0 | 3,961,942 | 3,959,426 | △ 2,516 |
| 職 | 119,628,320 | 0 | 119,628,320 | 119,260,309 | △ 368,011 |
| 手 | 34,943,115 | 0 | 34,943,115 | 34,940,306 | △ 2,809 |
| 当 | 9,480,398 | 7,190 | 9,487,588 | 9,485,063 | △ 2,525 |
| 管 | 37,500,000 | 0 | 37,500,000 | 37,497,681 | △ 2,319 |
| 債 | 5,478,805 | 0 | 5,478,805 | 5,114,342 | △ 364,463 |
| 務 | 715,000 | 73,134 | 788,134 | 788,132 | △ 2 |
| 支 | 2,500,000 | △ | 503,683 | 1,996,317 | 0 |

事業収支差金

| | | | | | |
|---|---|---|-----------|---|-----------|
| 0 | 0 | 0 | 5,809,978 | △ | 5,809,978 |
|---|---|---|-----------|---|-----------|

| | | | | | |
|---------|--------------|----------------|-------------|-------------|---------|
| 債務償還充当額 | 10,052,000 | 0 | 10,052,000 | 9,952,000 | 100,000 |
| 収支超過不足額 | △ 10,052,000 | 0 △ 10,052,000 | △ 4,142,022 | △ 5,909,978 | |

(資本收支)

| 資本収入 款 | 項 目 | 予 算 額 | | 決 算 額 | 繰 越 額 | 予 算 残 額 |
|-----------|----------------|--------------------|--------------------------------|-------------|-------------|------------------|
| | | 当 初 額 (1) | 予算編則に基づく増減額 (2) 第5条第2項繰越 | | | |
| 資本収入 | 前期繰越金受入れ | 60,362,000 | 2,427,559 | 62,789,559 | 61,920,033 | 千円 0 |
| | 減価償却資金受入れ | 10,052,000 | 0 | 10,052,000 | 9,952,000 | 千円 0 |
| | 資産受入れ | 37,500,000 | 0 | 37,500,000 | 37,497,681 | 千円 0 |
| | 放送債券償還積立資産戻入れ | 809,000 | 0 | 809,000 | 907,352 | 千円 0 |
| | 放送債券償還積立資産戻入れ | 3,010,000 | 0 | 3,010,000 | 0 | 千円 0 |
| | 送信料 | 4,000,000 | 2,000,000 | 6,000,000 | 6,000,000 | 千円 0 |
| | 長期借入券 | 4,991,000 | 427,559 | 5,418,559 | 4,553,000 | 千円 0 |
| 資本支出 | 建物 | 60,362,000 | 2,427,559 | 62,789,559 | 61,900,434 | 千円 0 |
| | 設備 | 47,000,000 | 2,427,559 | 49,427,559 | 48,666,034 | 千円 0 |
| | 放出送債券償還積立資産繰入れ | 300,000 | 0 | 300,000 | 272,460 | 千円 0 |
| | 放出送債券償還積立資産繰入れ | 5,500,000 | 0 | 5,500,000 | 5,400,000 | 千円 0 |
| | 長期借入金返還金 | 3,010,000 | 0 | 3,010,000 | 0 | 千円 0 |
| 資本取支差金 | | 4,552,000 | 0 | 4,552,000 | 0 | 千円 0 |
| | | 0 | 0 | 19,599 | 0 | 千円 △ |

前期繰越金 22,631,279千円 (このうち、昭和62年度以降の收支不足に充てるための繰越金は22,497,327千円である。)

当年度使用額 △ 9,952,000千円 (債務償還に充当 △ 9,952,000千円)

当年度発生額 5,829,577千円 (事業収支差金5,809,978千円と資本取支差金19,599千円との合計額)
後期繰越金 18,508,856千円 (このうち、昭和63年度以降の收支不足に充てるための繰越金は18,355,305千円である。)

三月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、NHK放送受信料免除措置の存続に関する
請願(第一九号)

第二十九号 平成元年二月十七日受理
NHK放送受信料免除措置の存続に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一 桜田栄一

紹介議員 石原 健太郎君

日本放送協会(NHK)は放送受信料の免除措置を実施してきたが、財政の健全化を理由に、逐次一部免除措置の廃止を行つてきている。特に昨年、小・中学校、幼稚園等教育施設に対しても昭和六十四年度から免除措置を廃止する旨発表した。そもそも、放送受信料の免除措置は、同協会の持つ公共的性格にかんがみ、公共の福祉を具現化したものとして、長年にわたり実施されてきたものと理解されている。近年の小・中学校におけるテレビによる放送教育のウエートは非常に大きく、受信料免除措置が廃止されることになると、地方自治体は大きな財政負担を強いられることになり、またテレビは義務教育の教材という性格からみても、免除措置の廃止は容認できるものではない。ついては、現行の放送受信料免除措置について、今後も引き続き継続されたい。

三月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案
一、郵便年金法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)
の一部を次のように改正する。
第十五条の二中「因り」を「より、又はその期間の満了前に被保険者が死亡したことのほかその者の生存中に保険期間内の保険約款の定める期間が

満了したことにより」に改める。

第二十五条第二項第九号中「終身保険」の下に「並びに「保険約款の定める保険契約を除く。」を加え、「因らない」を「よらない」に改める。

定期保険」を加える。

第三十一条第一項中「二年」の下に「以内の期間

であつて保険約款の定める期間」を加え、「三箇月以内」を「三箇月を超える期間であつて保険約款の定める期間内」に改め、「一年」の下に「以内の期間

であつて保険約款の定める期間」を加える。

第四十三条中「終身保険」の下に「定期保険」を加える。

附 則
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十八条第二項及び第三十一条第一項の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十八条第二項及び第三十一条第一項

一項の改正規定は、公布の日から起算して一年を経過して生じた結果に対し、第十三条の二又は第十二条の二に規定する年金支払開始年齢の下に「並びに「保険約款の定める保険契約を除く。」を加え、「因らない」を「よらない」に改める。

前条第三項の規定により年金支払事由発生日以後年金受取人が死亡した場合においてもなお年金繼續受取人(同項の規定により年金を受け取るべき者をいう。以下同じ。)に年金を支払うことと約した年金契約(以下「保証期間付年金契約」という。)に付する特約においては、国は、前二項に規定する給付金を支払うほか、当該年金契約に付されている特約の次の各号の区分に従い、当該各号に定める給付金を支払うことを約することができる。

一 傷害特約の場合

年金繼續受取人のうちその死亡に至るまで

支払を受ける年金繼續受取人(以下「特約対象者」という。)のそれについ

て支払を約した給付金の限度額をいう。以下

同じ。)及び特約給付責任額(年金受取人及び前条第三項の特約における給付金の

支払を受ける年金繼續受取人(以下「特約対象者」という。)のそれについ

て支払を約した給付金の限度額をいう。以下

同じ。)に関する事項

第六条の次に次の二条を加える。

(年金契約者の制限)

第六条の二、年齢十年に満たない者を年金受取人とする年金契約に特約を付する場合には、年金契約者は、年金受取人の父、母、祖父、祖母、兄又は姉でなければならない。

(特約における第三者の同意)

第六条の三、第三者を年金受取人とする年金契約に特約を付する場合には、その者の同意がなければならぬ。ただし、年金支払事由発生日以後に特約を付する場合であつて次の各号のいずれかに該当する場合、又はその第三者が年齢十年に満たない者である場合は、この限りでない。

第六条第一項第九号を同項第十一号とし、同項

第八号中「前条第三項の規定により年金を受け取るべき者をいう。以下同じ。」を削り、同号を同項第十号とし、同項第七号中「支払」の下に「及び給付金の削減その他給付金の支払」を加え、同号を同項第九号とし、同項第六号を第八号とし、同号を第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の

次に次の二号を加える。

六 特約を付することができない場合に関する事項

一 主契約において年金繼續受取人の指定がさ

れていない保証期間付年金契約に付すると

て主契約において年金受取人の死亡につき返還金の支払をすることとされているもののうち、当該返還金の受取人が指定されていない

ものに付するとき。

三 保証期間付年金契約以外の年金契約であつて主契約において年金受取人の死亡につき返還金の支払をしないこととする年金契約に付するとき。

第五条の二第三項の規定による給付金の支払を約した特約を付する場合において、特約対象年金継続受取人となるべき者が第三者であるときは、前項本文の規定を準用する。

第七条中「年金継続受取人の下に」、「次の規定により給付金を受け取るべき者(以下「給付金受取人」という。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(給付金受取人)

第七条の二 特約において、第十三条の二又は第十三条の三の規定により年金受取人又は特約対象年金継続受取人の死亡に係る給付金を支払う場合にあつては、次の各号の区分に従い、当該各号に定める者を給付金受取人とする。

一年金受取人(年齢十年に満たない者を除く。)の死亡の場合

次のイ及びロの区分に従い、それぞれに定める者

イ 年金支払事由発生日の前日までに年金受取人が死亡した場合

当該特約に係る主契約(当該特約が付されている年金契約における第五条第一項の契約に係る部分をいう。以下同じ。)において当該年金受取人の死により支払われる返還金(以下この号において「死亡返還金」という。)の受取人となる者

ロ 年金支払事由発生日以後に年金受取人が死亡した場合

保証期間付年金契約に付されている特約に係る主契約において年金受取人の死亡が保証期間の満了前に生じたものであるときは、当該特約に係る主契約において年金受取人の死亡が保証期間満了後に生じたものであるときは年金受取人

の遺族

保証期間付年金契約以外の年金契約に付されている特約にあつては、当該特約が年金受取人が死亡した場合にその死亡につき返還金の支払をすることとする主契約に付するとき。

第五条の二第三項の規定による給付金の支払を約した特約を付する場合において、特約対象年金継続受取人となるべき者が第三者であるときは、前項本文の規定を準用する。

第七条中「年金継続受取人の下に」、「次の規定により給付金を受け取るべき者(以下「給付金受取人」という。)」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(給付金受取人)

第七条の二 特約において、第十三条の二又は第十三条の三の規定により年金受取人又は特約対象年金継続受取人の死亡に係る給付金を支払う場合にあつては、次の各号の区分に従い、当該各号に定める者を給付金受取人とする。

一年金受取人(年齢十年に満たない者を除く。)の死亡の場合

次のイ及びロの区分に従い、それぞれに定める者

イ 年金支払事由発生日の前日までに年金受取人が死亡した場合

当該特約に係る主契約(当該特約が付されている年金契約における第五条第一項の契約に係る部分をいう。以下同じ。)において当該年金受取人の死により支払われる返還金(以下この号において「死亡返還金」という。)の受取人となる者

ロ 年金支払事由発生日以後に年金受取人が死亡した場合

保証期間付年金契約に付されている特約に係る主契約において年金受取人の死亡が保証期間の満了前に生じたものであるときは、当該特約に係る主契約において年金受取人の死亡が保証期間満了後に生じたものであるときは年金受取人

継続受取人の遺族については、第二十二条第二項及び第三項並びに第二十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

4 次に掲げる者は、給付金受取人となることができない。

一 第一項の規定に基づき給付金受取人となるべき者であつて故意に年金受取人又は特約対象年金継続受取人に当該給付金の支払の事由に係る傷害を与えたもの

二 第二項の年金受取人の遺族又は特約対象年金継続受取人の遺族であつて故意に年金受取人、特約対象年金継続受取人、先順位者又は同順位者を殺したもの

三 年齢十年に満たない年金受取人の死亡の場合

特約対象年金継続受取人の死亡の場合

年金受取人。ただし、年金受取人がない場合にあつては、当該特約に係る主契約において年金継続受取人の遺族)

三 年齢十年に満たない年金受取人の死亡の場合

特約対象年金継続受取人の死亡の場合

年金受取人。ただし、年金受取人がない場合にあつては、当該特約に係る主契約において年金継続受取人の遺族)

三 年齢十年に満たない年金受取人の死亡の場合

特約対象年金継続受取人の死亡の場合

年金受取人。ただし、年金受取人がない場合にあつては、当該特約に係る主契約において年金継続受取人の遺族)

三 年齢十年に満たない年金受取人の死亡の場合

特約対象年金継続受取人の死亡の場合

年金受取人。ただし、年金受取人がない場合にあつては、当該特約に係る主契約において年金継続受取人の遺族)

三 年齢十年に満たない年金受取人の死亡の場合

診療所への入院その他当該傷害によつて生じた結果に対し、給付金を支払う。

第十三条の三 疾病傷害特約においては、年金受取人又は特約対象年金継続受取人がその給付責任期間中に疾病にかかりたとき、又は不慮の事故等により傷害を受けたときは、年金約款の定めることにより、当該疾病又は傷害を直接の原因とする病院又は診療所への入院、当該疾病を直接の原因とする常時の介護を要する身体障害の状態、当該傷害を直接の原因とする死亡又は身体障害その他の当該疾病又は傷害によつて生じた結果に対し、給付金を支払う。

第十三条の四 特約における給付金の支払について、簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十五回)第三十二条第四項、第三十三条第三項、第三十七条の八、第四十二条第四項及び第四十四条第三項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 第三十二条第四項 | | | | | | |
|----------------------|-----------------|--------------------|------|--------------------|-------|-------|
| 第三十三条第三項及び第三十一条の八第一項 | | | | | | |
| 部分の保険金額 | 第五条の四又は第十六条の五 | 被保険者 | 被保険者 | 年金受取人又は特約対象年金継続受取人 | 年金約款 | 年金約款 |
| 部分の給付金額 | 三条の三 | 被保険者 | 保険約款 | 受取人 | 給付金額 | 給付金額 |
| 部分の保険金額 | 郵便年金法第十三条の二又は第十 | 年金受取人又は特約対象年金継続受取人 | 年金約款 | 年金受取人 | 年金受取人 | 年金受取人 |

第四十二条第四項

| 保険契約 | 年金契約 | 被保険者 | 保険金 | 年金受取人又は特約対象年金継続 |
|--------|--------|------|------|-----------------|
| 保険契約復活 | 年金契約復活 | 被保険者 | 給付金 | 受取人 |
| 保険約款 | 年金約款 | 被保険者 | 給付金額 | 年金受取人又は特約対象年金継続 |

第十四条の次に次の二条を加える。

(特約給付責任額)

第十四条の二 特約給付責任額については、年金受取人及び特約対象年金継続受取人のそれぞれ一人について、その者を年金受取人とする特約及びその者を特約対象年金継続受取人とする特約のそれぞれ傷害特約に係るものと疾病傷害特約に係るものとを合算した額(次項において「合算額」という)が千万円を超えることとなる特約を付すことができない。

2 年金受取人又は特約対象年金継続受取人を被保険者とする簡易生命保険法第五条の二に規定する傷害特約又は疾病傷害特約があるときは、その傷害特約及び疾病傷害特約に係る保険金額を前項の合算額に合算した額について、同項の規定を適用する。

第十五条中「及び」を「並びに」に改め、「年金受取人」の下に「及び特約対象年金継続受取人」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(面接) 第十五条の二 年金契約の申込み(特約を付するものに限る)をしようとする者は、申込みの回等はその効力を生じない。ただし、申込みの撤回等を行つた者が、申込みの撤回等の当時、既に給付金の支払の事由が生じているときは、当該申込みの撤回等が年金約款の定めるものに該当するときは、この限りでない。

第十八条の二 年金契約の申込み(特約を付するものに限る)をしようとする者は、申込みの回等はその効力を生じない。ただし、申込みの撤回等を行つた者が、申込みの撤回等の当時、既に給付金の支払の事由の生じたことを知つてゐるときは、この限りでない。

第十八条第二項第三号を次のように改める。
三 保証期間付年金契約にあつては、保証期間第十八項中第十号を第十三号とし、第九

対象年金継続受取人の詐欺による特約は、無効とする。

2 特約においては、国又は年金契約者が、年金契約の申込みの当時、既に年金受取人又は特約対象年金継続受取人が疾病にかかっていること又は不慮の事故等により傷害を受けていることを知っているときは、国は、当該疾病又は傷害について給付金の支払をする責めに任じない。

第十九条に次の二条を加える。
二、次条に規定する場合においては、この限りでない。

(特約の失効)

第十九条の二 年金契約者が、特約が付されている年金契約の主契約に係る掛け払い期間の経過後(掛け払い一時に払う年金契約にあっては、その年金契約の効力発生後)もなお払い込まれた特約に係る掛け払いがない、年金契約の定める払込猶予期間を経過したときは、

当該特約は、その効力を失う。

第二十条中「前条」を「第十九条」に改める。

第二十二条第一項中「年金受取人の配偶者(届出がなくとも事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに年金受取人の死亡当時年金受取人の扶助によって生計を維持していた者及び年金受取人の生計を維持していた者」を「年金受取人の遺族」に改め、同条第四項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「年金継続受取人が」を「遺族が」に、「同項を「前項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二条を加える。

2 前項の遺族は、配偶者(届出がなくとも事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、

第三十三条第二項を次のように改める。

2 前項の年金受取人の遺族及び年金継続受取人の遺族については、前条第二項から第四項までの規定を準用する。

第二十三条の次に次の二条を加える。

(給付金の支払の免責)

第一年金受取人又は特約対象年金継続受取人が故意に疾病にかかつたとき。

第二十三条の二 特約においては、次に掲げる場合には、国は、当該疾病又は傷害について給付金を支払う責めに任じない。

第一年金受取人又は特約対象年金継続受取人が故意に疾病にかかつたとき。

第二十四条の二 第三項の規定による給付金の支払を約した特約において、給付金受取人となるべき年金受取人が故意に特約対象年金継続受取人に傷害を与えたとき。

第三年金契約者が故意に年金受取人又は特約対象年金継続受取人に傷害を与えたとき。

第二十五条中「年金受取人」の下に「(第五条の二)

第三項の規定による給付金の支払を約した特約が付されている年金契約において、年金受取人が既

に死亡しているときにつきにあつては、特約対象年金継続受取人」を加え、「因る」を「よる」に改め、同条に次の二項を加える。

2 特約が付されている年金契約においては、年金受取人が年齢十年に達する前に年金契約者が死亡した場合において、その相続人が第六条の二に規定する者でないときは、年金受取人が、年金契約者の年金契約による権利義務を承継する。年金受取人が年齢十年に達する前に年金契約者が同条に規定する者でなくなつたときも、同様とする。

第二十六条の次に次の二項を加える。
(特約の追加等による変更)

第二十六条の二 年金契約者は、特約が付されていない年金契約に特約を付するため、若しくは年金契約が既に付されている特約について第五条の二第三項に規定する給付金の支払がされることを約するため、又は特約が付されている年金契約の特約給付責任額を増額するため、年金約款の定めるところにより、当該年金契約の変更の申込みをすることができる。

2 前項の申込みがあつた場合においてそれを承諾したときは、当該変更の契約(次条において「特約変更契約」という。)は、申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。
(準用規定)

第二十六条の三 特約変更契約については、第六条の三、第十五条の二、第十六条、第十八条の二及び第十八条の三の規定を準用する。この場合において、第十八条の二第一項中「年金契約」とあり、第十八条の三第一項中「特約」とあり、及び同条第二項中「年金契約」とあるのは、「特約変更契約」と読み替えるものとする。

第二十七条中「年金受取人」を「年金契約(特約に係る部分を除く。)においては、年金受取人に改め、同条に次の二項を加える。
2 特約に係る返還金の支払については、前項の規定を準用する。ただし、年金受取人又は特約

対象年金継続受取人の死亡の場合において、当該死亡につき第十三条の二又は第十三条の三の規定により給付金が支払われるときは、この限りでない。

第二十八条第一項中「年金契約者は」を「年金契約に係る部分を除く。」においては、年金契約者は「に」「且つ」を「かつ」に改める。

第二十九条第一項中「年金契約者が」の下に「前条の規定に基づく」を加え、「を指定しない」を「の指定をしない」に、「第二十七条」を「第二十七条第一項」に改め、同条第二項中「第二十二条の規定により年金継続受取人となるべき者(保証期間付年金契約以外の場合にあつては、第二十三条第一項第二号に規定する者)」を「年金受取人の遺族」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の年金受取人の遺族については、第二十条第二項から第四項までの規定を準用する。

4 前項の場合には、胎児たる子又は孫は、既に生まれたものとみなす。

5 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しない。

第二十九条の五中「規定」の下に「(特約が付されている年金契約にあつては、第十五条の二、第十八条の三及び第三十二条の規定)」を加え、同条を

第二十九条の六とし、第二十九条の二から第二十九条の四までを一条ずつ繰り下げ、第二十九条の次に次の二項を加える。
(特約の返還金受取人)

第二十九条の二 特約においては、返還金受取人は、前二条の規定により当該特約に係る主契約において返還金受取人となる者(返還金の支払の事由が特約においてのみ発生した場合においては、その支払の事由が当該特約に係る主契約における者)とする。

第三十一条中「年金継続受取人」の下に「、給付金受取人」を加える。

第三十二条中「年金契約者が」を「年金契約者(特

約が付されている年金契約にあつては、年金契約者、年金受取人及び特約対象年金継続受取人が「に」「且つ」を「かつ」に改める。

第三十三条中「年金」の下に「、給付金」を加える。

第三十四条中「返還金を」を「返還金(特約に係る部分を除く。)」を「に」に改め、同条に次の二項を加える。

2 給付金及び特約に係る返還金を受け取るべき権利は、差し押さえることができない。

第三十五条第一項中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に改める。

第三十六条中「年金、返還金」を「年金、給付金、返還金」に、「控除する」を「控除することができ」に改める。

第三十七条中「年金、返還金」を「年金、給付金、返還金」に改める。

第三十八条第二項中「年金継続受取人」の下に「、特約対象年金継続受取人、給付金受取人」を加え、「剩余金の分配率の引下に関する事項を除いて」を削り、同項に次のただし書きを加える。

ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一 前納掛金の割引率の引下げに関する事項
二 給付金の削減率の引上げに関する事項
三 剩余金の分配率の引下げに関する事項

第三十九条中「年金の下に」、「給付金」を加え、「因つて」を「よつて」に改める。

第四十条第一項及び第二項中「年金継続受取人」の下に「、特約対象年金継続受取人、給付金受取人」を加える。

第四十一条中「(昭和二十四年法律第六十八号)」を削り、「但し」を「この場合において」に改める。

附 則

第一 条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部改

正) 第一条 簡易生命保険及郵便年金特別会計法(昭和十九年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「同事業經營上ノ年金」の下に「、給付金」を加える。

第三条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「保有年金」の下に「、給付金」を加える。

第六条 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の一項を加える。

4 被保険者を郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)に規定する年金受取人又は特約対象年金継続受取人とする同法第五条の二の二の傷害特約又は疾病傷害特約があるときは、その傷害特約及び疾病傷害特約に係る特約給付責任額を前項の保険金額に合算した額について、前項前段の規定を適用する。

第五十七条第二項中「(昭和二十四年法律第六十九号)」を削る。

第六十条第一項及び第二項中「郵便貯金法(昭和二十四年法律第六十九号)」を改正する法律案

第一 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の事件が付託された。

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案

一、郵便貯金法の一部を改正する法律案

一、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「五百萬円」を「七百万円」に改め

る。

第十二条第一項中「つける」を「付ける」に改め、同項に次のたゞし書を加える。

ただし、政令で定めるところにより市場金利を勘案し郵政大臣が定める利率によつて、利子を受け取ることができる。

第十二条第二項中「規定により政令で利率を定め、又は」を「政令を制定し若しくはこれを改正し、又は同項たゞし書の利率を定め若しくは」に改める。

第六十六条第一項に次のたゞし書を加える。

ただし、第十二条第一項たゞし書の規定に基づき郵政大臣が定める利率によつて利子を受け取れる定期郵便貯金を担保とする貸付金の利率は、政令で定めるところにより、郵政大臣が定める。

第六十七条中「貸付けについては」を「貸付け及びその返済については、第三十四条、第三十五条及び第三十六条第一項中「第三十四条第一項中「通常郵便貯金に預入する」とあるのは「貸付金及びその利子に係る債務の弁済に充てる」と、同条第二項中「預入に係る通常郵便貯金」とあるのは「弁済に係る貸付けの担保とされた郵便貯金」と、「貯金の現在高がその証券による預入金額を下るような払いもどし」とあるのは「払戻し」と、第三十五条第一項中「通常郵便貯金に預入された」とあるのは「貸付金及びその利子に係る債務の弁済に充てられた」と、「その預入」とあるのは「その弁済」と、第三十七条第二項中「に改める。」

附 則

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十一条第一項の改正規定は平成二年一月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(審議会への諮問)

郵政大臣は、この法律の施行前においても改

正後の郵便貯金法第十二条第一項たゞし書及び第六十六条第一項たゞし書の政令の制定のため

に同法第十二条第三項に規定する政令で定める審議会に諮問することができる。

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案

郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律

郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条を次のように改める。

(郵便為替法の一部改正)

第六十六条第一項の見出し中「郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。」を削除する。

第三条及び第四条を次のように改める。

(郵便為替法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。)

信為替証書又は現金を受取人に送達する電信為替(以下「送達電信為替」という。)については、その料金は、基本料金に郵便に関する料金を加えた額とする。

| 為替金額の区分 | 上限金額 |
|--------------|--------|
| 一万円以下 | 百六十円 |
| 一万円を超え、十万円以下 | 三百三十円 |
| 十万円を超え、百万円以下 | 四百九十九円 |
| 十万円を超え、百万円以下 | 千三十円 |

為替金額が百万円を超える普通為替及び電信為替の料金は、百万円又はその端数ごとに各別に請求があつたものとみなしして算出した基本料金を合計した額(送達電信為替にあつては、これに郵便料金相應額を加えた額)とする。

第十七条第三項の次に次の三項を加える。

多數若しくは定期の為替金の受入れに係る普通為替又は電信為替であつて省令で定める

取扱いを行うことにより費用が低減するもの

の料金は、前二項の規定にかかわらず、第二

項第一号又は第二号の表の為替金額が一万円

以下である場合の上限金額の範囲内で省令で

定める金額(送達電信為替にあつては、これに郵便料金相應額を加えた額)とする。

定額小為替の料金は、為替金額が一万円以下の場合の普通為替の基本料金を超えない範

圍内で省令で定める金額とする。

郵政大臣は、前項の規定による取扱いをするときは、省令で定める額の料金を徴収する

ことができる。

第三十四条の二第一項中「第九条第一項」を

「第九条」に改める。

第三十五条の二第二項を次のように改める。

前項の規定による取扱いについては、第三

十条第二項の規定を準用する。

第四章の次の「一章を加える。」

第五章 雜則

第三十八条の三(協議) 郵政大臣は、第十七条

第二項本文及び第五項の省令の制定又は改正をしようとするときは、第三条の規定の趣旨にかんがみ、大蔵大臣に協議しなければならない。

(郵便振替法の一部改正)

第二条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

四次中「第二節 在外加入者の郵便振替(第六十六条—第七十条)」を「第二節 在外加入者第六章 雜則(第七十条)」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条郵便振替に関する料金 郵便振替に関する料金は、郵便振替事業の能率的な経営の下における適正な費用を償い、その健全な運営を図ることができるに足りる収入を確保するものでなければならない。

第十八条を次のように改める。

第十八条(払込み、振替及び払出しの料金) 払込み、振替及び払出しの料金は、当該具体的

な役務の提供に要する費用、物価その他の経済事情及び少額の送金の利用者の利便を参考するとともに、一般の金融機関の送金又は債権債務の決済の手数料についても配慮したものでなければならない。

払込金額が百万円以下の払込み(第五項に規定するものを除く。以下この項から第四項までにおいて同じ)、振替及び払出金額が百萬円以下の払出し(第五項に規定するもの及び小切手払を除く。以下この項から第四項までにおいて同じ)の料金は、当該具体的な役務の種類に応じ、払込み又は払出しにあつては第一号又は第三号の表の上欄に掲げる払込金額又は払出金額の区分ごとに、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げる上限金額の範囲内

で、振替にあつては第二号に掲げる金額を超えない範囲内で、省令で定める金額(以下「基本料金」という。)とする。ただし、払出証書又は現金を受取人に送達する払出し(以下「送達払出し」という。)にあつては、その料金は、基本料金に郵便に関する料金を基準として省令で定める金額(次項及び第四項において「郵便料金相應額」という。)をえた額とする。

多數若しくは定期の払込み又は払出しであつて省令で定める取扱いを行うことにより費用が低減するものの料金は、前二項の規定にかかるわらず、第二項第一号又は第三号の表の払込金額又は払出金額が一万円以下である場合の上限金額の範囲内で省令で定める金額(次項及び第四項において「郵便料金相應額」とする。)をえた額とする。

第一項の見出し中「及び低減」を削り、同条

第十九条の見出し中「及び低減」を削り、同条

第一項中「通常現金払若しくは電信現金払」を

「現金払」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第二十条第二項中「電信払込み又は電信振替に係る」を削る。

第二十一條第一項第二号を削り、同項第三号

中「前号に掲げるものを除いて」を削り、同号

を同項第二号とする。

第二十二條第二項及び第三項中「通常払込み及び通常振替」を「払込み及び振替」に改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十七条 削除

第三十二条第二項を次のように改める。

第三十三条第二項を次のように改める。

郵政大臣は、請求により前項の通知を行うときは、省令で定める額の料金を徴収することができる。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条(払込み) 払込みにおいては、郵政省は、払込人の指定する口座に払込金を受け入れる。

第三十五条第二項を次のように改める。

郵政大臣は、前項の規定による取扱いをするときは、省令で定める額の料金を徴収することができる。

第三十六条中「郵政省の機関相互間の通知を通常振替にあつては郵便で、電信振替にあつては電信で行つた上」を削る。

第三十七条の三第三項中「通常振替の料金と同額とし、第一項」を「前項」に改め、同条第二項

十万円を超え、百万円以下

九百円

| 払 出 金 額 の 区 分 | 払 込 金 額 の 区 分 | 上 限 金 額 |
|---------------------------------|---------------------------------|------------------|
| 一万円以下 | 一万円以下 | 二百三十円 |
| 一万円を超え、十万円以下 | | 四百七十円 |
| 十万円を超え、百万円以下 | | 七百円 |
| 二 振 替 | 三 払 出 し | 百四十円 |

を削る。

第三十八条第一項中「通常現金払及び電信現金払」を「現金払」に改め、「郵政省の機関相互間の通知を通常現金払にあつては郵便で、電信現金払にあつては電信で行つた上」を削り、同条に第一項として次の二項を加える。

この法律に特別の定めのあるものほか、払出しは現金払及び小切手払とする。

第三十九条中「通常現金払若しくは電信現金払」を「現金払」に、「第十九条第三項に規定する通常現金払」を「第十八条第五項第九号に規定する現金払」に改める。

第四十条第一項及び第四十一条第一項中「通常現金払又は電信現金払」を「現金払」に改める。

第四十二条の二第一項中「通常現金払又は電信現金払」を「現金払」に改め、同条第一項中「通信料」を「料金」と改める。

第四十二条第一項及び第四十二条第一項中「通常現金払又は電信現金払」を「現金払」に定める

といふにより現金払」に改める。

第四十二条の二第一項中「通常現金払又は電信現金払」を「現金払」に改め、同条第一項中「通信料」を「料金」と改める。

第四十二条の二第一項中「通常現金払又は電信現金払」を「現金払」に改める。

第四十五条第一項中「銀行」の下に「その他の省令で定める金融機関(以下「銀行等」といふ。)」を加え、同条第一項中「銀行」を「銀行等」と「以て」を「もつて」に改める。

第五十条の七中「第三十八条第三項」を「第三十八条第四項」に改める。

第五十二条第一項及び第五十二条第三項中「通常振替の料金と同額」と「省令で定めるところにより」を加え、「取扱」を「取扱」と改める。

第五十八条第一項中「又は振替を請求する場合を除いては」の下に「省令で定めるところにより」を加え、「取扱」を「取扱」と改める。

第六十条第三項を削る。

第六十二条を次のように改める。

第六十二条(取扱料金の徴収方法)「公金」とする郵便振替の口座の加入者並びに市町村及びその組合並びに第五十八条第一項の金融機関以外の者が当該口座に払い込み又は振替を請求する場合における払込み又は振替の料金を求める場合における払込み又は振替の料金

は、当該口座の預り金から控除してこれを徵収する。

第六十三条第三項中「前項の料金及び第一項に規定する取扱いに係る口座に当該加入者以外の者が振替を請求する場合における」を「前項に規定する取扱いに係る口座の加入者以外の者が電気事業若しくはガス事業の料金又は受信料を納付するため、当該口座に払い込み又は振替を請求する場合における払込み又は振替」に改め、同条第二項を削る。

第六十三条の二中「第六十条及び前条第二項」を「及び第六十条」に改める。

第六十五条を次のよう改める。

第六十八条の見出し中「払渡」を「払渡し」に改め、同条第一項中「通常現金払」を「現金払」に、「払渡」を「払渡し」と「第三十八条第一項」を「第三十八条第二項」に改める。

第五章の次に次の二章を加える。

第六章 雜則

第七十条の二(施設) 郵政大臣は、第十八条第三項本文及び第五項の省令の制定又は改正をしようとするときは、第四条の規定の趣旨にかんがみ、大蔵大臣に協議しなければならない。ただし、第十八条第五項の省令の制定又は改正により多数若しくは定期の払込み又は払出しであつて省令で定める取扱いを行つてはならない。ただし、第十八条第五項の省令の制定又は改正により多數若しくは定期の払込み又は払出しであつて省令で定める取扱いを行つてはならない。

第五十条の七中「第三十八条第三項」を「第三十八条第四項」に改める。

第五十二条第一項及び第五十二条第三項中「通常振替の料金と同額」と「省令で定めるところにより」を加え、「取扱」を「取扱」と改める。

第六十条第三項を削る。

第六十二条を次のように改める。

第六十二条(取扱料金の徴収方法)「公金」とする郵便振替の口座の加入者並びに市町村及びその組合並びに第五十八条第一項の金融機関以外の者が当該口座に払い込み又は振替を請求する場合における払込み又は振替の料金を求める場合における払込み又は振替の料金

は、この法律の施行前においても制定するといふべきである。

(審議会への諮問)

郵政大臣は、この法律の施行前においても、改正後の郵便為替法第十七条第二項本文及び第五項並びに改正後の郵便振替法第十八条第一項に規定する取扱いに係る口座の加入者以外の者が電気事業若しくはガス事業の料金又は受信料を納付するため、当該口座に払い込み又は振替を請求する場合における払込み又は振替」に改め、同条第二項を削る。

第六十三条の二中「第六十条及び前条第二項」を「及び第六十条」に改める。

第六十五条を次のよう改める。

第六十八条の見出し中「払渡」を「払渡し」に改め、同条第一項中「通常現金払」を「現金払」に、「払渡」を「払渡し」と「第三十八条第一項」を「第三十八条第二項」に改める。

第五章の次に次の二章を加える。

第六章 雜則

第七十条の二(施設) 郵政大臣は、第十八条第三項本文及び第五項の省令の制定又は改正をしようとするときは、第四条の規定の趣旨にかんがみ、大蔵大臣に協議しなければならない。ただし、第十八条第五項の省令の制定又は改正により多數若しくは定期の払込み又は払出しであつて省令で定める取扱いを行つてはならない。ただし、第十八条第五項の省令の制定又は改正により多數若しくは定期の払込み又は払出しであつて省令で定める取扱いを行つてはならない。

第五十条の七中「第三十八条第三項」を「第三十八条第四項」に改める。

第五十二条第一項及び第五十二条第三項中「通常振替の料金と同額」と「省令で定めるところにより」を加え、「取扱」を「取扱」と改める。

第六十条第三項を削る。

第六十二条を次のように改める。

第六十二条(取扱料金の徴収方法)「公金」とする郵便振替の口座の加入者並びに市町村及びその組合並びに第五十八条第一項の金融機関以外の者が当該口座に払い込み又は振替を請求する場合における払込み又は振替の料金を求める場合における払込み又は振替の料金

(経過措置)

この法律の施行前に請求した代金引換の取扱いにおける引換金に係る普通為替及び電信為替の料金並びにこの法律の施行前に納付された郵便為替に関する料金の還付については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした払込み、振替の請求又は払出しの請求に係る郵便振替に関する取扱い並びに当該取扱いの料金及びその還付については、なお従前の例による。

放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成元年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

平成元年度収支予算

予算總則

第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成元年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、次の各号に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第2に掲げるところとする。

一 「カラー契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送を除き、地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

二 「普通契約」とは、衛星系によるテレビジョン放送を除き、地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

三 「衛星カラー契約」とは、衛星系及び地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

四 「衛星普通契約」とは、衛星系及び地上系によるカラーテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

五 「特別契約」とは、地上系によるテレビジョン放送の難視聴地域において、地上系によるテレビジョン放送を除き、衛星系によるテレビジョン放送を含む受信の契約をいう。

六 「訪問集金」とは、協会の集金取扱者への支払など口座振替及び繰続振込以外の方法による支払をいう。

七 「口座振替」とは、協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払をいう。

八 「繰続振込」とは、あらかじめ協会に届け出を行い、協会が指定する金融機関、郵便局等において協会の指定する期日までに継続して払い込む支払をいう。

2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徵収する受信料の額は、特別契約を除き、特別措置として、別表第3に掲げるとおりとする。

3 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラーチャンネル契約、衛星普通契約又は特別契約を多数契約した者が、一括して口座振替又は繰り戻しにより支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第4に掲げる額を減じることとする。

4 前三項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員が衛星カラーチャンネル契約、衛星普通契約又は特別契約を締結し、その団体の代表者を通じ、団体として一括して2か月毎に口座振替により支払う場合は、第1項及び第2項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減じることとする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができる。ただし、給与については、他の項と相互に流用することができない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。

第5条 本予算中、資本支出において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用するため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

2 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によって、収入が予算額に比し増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前年度の決算において後期繰越金を生じた場合は、これを本年度の前期繰越金受入れに計上し、経営委員会の議決を経て、借入金の返還又は設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第10条 國際放送並びに選舉放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ國際放送並びに選舉放送に關係ある経費の支出に充てができる。

第11条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に關係ある経費の支出に充てができる。

附 則

1 第2条第1項第3号、第4号及び第5号並びに第3項及び第4項の規定は、平成元年8月1日から適用する。

2 第2条の規定にかかわらず、前年度中に支払済の6か月前払額、12か月前払額については、次の表に掲げるとおりとする。

| 契 約 種 别 | 支 払 区 分 | 6か月前払額 | 12か月前払額 |
|-----------|---------|--------|---------|
| カ ラ 一 契 約 | 訪 間 集 金 | 6,020円 | 11,780円 |
| 普 通 契 約 | 口 座 振 替 | 5,730円 | 11,210円 |

(沖縄県)

| 契 約 種 别 | 支 払 区 分 | 6か月前払額 | 12か月前払額 |
|-----------|---------|--------|---------|
| カ ラ 一 契 約 | 訪 間 集 金 | 5,210円 | 10,150円 |
| 普 通 契 約 | 口 座 振 替 | 4,920円 | 9,630円 |

別表第1

(一 般 勘 定)
(事 業 収 支)

平 成 元 年 度 収 支 予 算 書

(単位 千円)

| 款 | 項 | 金 | 額 |
|---------|-------------|------------|-------------|
| 事 業 収 入 | | | 391,429,770 |
| | 受 交 副 財 種 特 | | |
| | 付 金 収 入 | 料 入 | 364,124,637 |
| | 次 檢 収 入 | 1,622,865 | |
| | 機 収 入 | 4,332,935 | |
| | 入 入 | 5,725,933 | |
| | | 316,000 | |
| | | 15,307,400 | |

| | | | | |
|---|---|---|---------|---------|
| 事 業 支 出 | 内 放 送 費 国際放送費 国契約費 対応費 広報費 調査研究費 費用 | 405,690,370 126,511,066 3,181,846 41,887,260 1,330,611 1,858,688 4,756,431 123,973,699 | | |
| 資 本 収 支 差 金 | 長 期 借 入 金 返 還 金 | 5,464,000 14,260,600 | | |
| (受託業務等勘定) (事 業 収 支) | | | | |
| | (単位 千円) | | | |
| 款 項 | 金額 | | | |
| 事 業 収 入 | | | | |
| 受 託 業 務 等 収 入 | 515,000 | | | |
| 事 業 支 出 | | | | |
| 受 託 業 務 等 費 用 | 421,000 | | | |
| 事 業 収 支 差 金 | 11,000 | | | |
| (資 本 収 支) | | | | |
| 款 項 | 金額 | | | |
| 資 本 収 入 | | | | |
| 減価償却資金受入れ 資産受入れ 放送債券還権立資産戻入れ 放送債券 放送債券 長期借入金 | 89,566,600 38,420,000 865,600 7,650,000 6,000,000 36,631,000 75,306,000 | | | |
| 事業収支差金8,300万円については、一般勘定の副次収入に織入れる。 | | | | |
| 別表第2 受信料額 | | | | |
| 契 約 種 別 | 支 払 区 分 | 月額 | 6か月前払額 | 12か月前払額 |
| カ ラ 一 契 約 | 訪 問 集 金 | 1,070円 | 6,100円 | 11,880円 |
| 普 通 契 約 | 口 諸 振 替 込 | 1,020円 | 5,810円 | 11,310円 |
| | 訪 問 集 金 | 700円 | 3,990円 | 7,770円 |
| | 口 諸 振 替 込 | 650円 | 3,700円 | 7,200円 |
| 衛 星 カ ラ 一 契 約 | 訪 問 集 金 | 2,000円 | 11,440円 | 22,290円 |
| | 口 諸 振 替 込 | 1,950円 | 11,150円 | 21,720円 |

| | | | | |
|----------|-------|--------|--------|---------|
| 衛星普通契約 | 訪問集金 | 1,630円 | 9,330円 | 18,170円 |
| カラーアクション | 口座振替込 | 1,580円 | 9,040円 | 17,600円 |
| 特別契約 | 訪問集金 | 1,040円 | 5,920円 | 11,540円 |
| | 総額 | 990円 | 5,630円 | 10,970円 |

別表第3 受信料額(沖縄県)

| | | |
|--------|---------------|------|
| 衛星普通契約 | に対し、 1件あたり | 150円 |
|--------|---------------|------|

平成元年度事業計画
1 計画概説

平成元年度における日本放送協会の事業運営にあたっては、極めて厳しい財政状況にあることを認識し、一層収入の増加を図ることとともに、極力業務の合理的、効率的運営を徹底することにより、現行受信料の月額をさらに据え置くこととし、衛星放送の普及を一層促進しつつ、視聴者の要望にこだえて公正な報道と豊かな放送番組の提供に努め、公共放送としての役割を果たすこととする。

衛星放送に要する経費については、衛星料金を含む受信料を平成元年8月に設定する。

- (1) 放送受信契約については、協会の行う放送の受信についての契約を、地上系による放送の受信契約と衛星系による放送を含む受信契約とに改め、さらにカラー・テレビジョン放送を含む受信契約とカラーテレビジョン放送を含まない受信契約にそれぞれ区分する。
- (2) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも視聴者の要請にこたえて全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進め、ラジオにおいては、中波放送局及びFM放送局の建設を行う。
- (3) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、公共放送の使命に徹し、国際的視野と社会的連帯感を基調に、公正な報道と豊かな放送番組の提供に努める。

- (4) 國際放送については、日本の実情を正しく諸外国に伝えて国際間の相互理解に貢献すると同時に、諸外国との経済、文化交流を一層促進するため、番組の充実刷新を行ふとともに、受信の改善に努める。
- (5) 受信料負担の公平を期するため、新受信料体系の定着と受信者の開発に努め、受信契約の増加と受信料の確実な収納を図る。
- (6) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にするため、広報活動、視聴者の意向の把握と反映などの施策を効果的に推進する。

- (7) 調査研究については、ニューメディアの開発研究と、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。

- (8) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層積極的に推進して、企業能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。
- (9) 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う法人等に対し、出資を行う。

- (10) 放送法第9条第3項に基づき新たに実施する放送番組制作の受託業務等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施し、副次収入の増加に努める。
 - 2 建設計画
- 建設計画については、衛星放送設備の整備に197億4,200万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に75億7,200万円、演舞所の整備に16億7,200万円、放送番組設備の整備に193億100万円、研究設備の整備等に78億1,300万円、総額561億円をもって施行する。

| | | | | |
|----------|-------|--------|--------|---------|
| 衛星普通契約 | 訪問集金 | 1,630円 | 9,330円 | 18,170円 |
| カラーアクション | 口座振替込 | 1,580円 | 9,040円 | 17,600円 |
| 特別契約 | 訪問集金 | 1,040円 | 5,920円 | 11,540円 |
| | 総額 | 990円 | 5,630円 | 10,970円 |

別表第4 多数契約一括支払における割引額

| | |
|------------|--|
| 契約種別 | 割引額 |
| 衛星カラーアクション | 契約総数10件以上の契約者の9件を超える契約件数を対象に、1件あたり 月額 100円 |
| 特別契約 | |

別表第5 団体一括支払における割引額

| | |
|------------|----------------------------------|
| 契約種別 | 割引額 |
| 衛星カラーアクション | 契約総数15件以上の団体のすべての契約件数を対象に、訪問集金月額 |
| 特別契約 | |

(1) 新放送施設整備計画

将来の衛星放送の継続に必要な設備の整備を取り進めるほか、放送衛星2号を補完するための措置を講ずる。

(2) テレビジョン放送網整備計画

外國電波混信等による難視に対し、補完的に、1地区にテレビジョン局を建設する。また、県域放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の更新整備等を行う。

(3) ラジオ放送網整備計画

これらに要する経費は、52億4,800万円である。

(4) 演奏所整備計画

老朽、狭いな地方放送会館の整備については、名古屋放送会館の建設を継続し、大阪及び福岡放送会館の整備を取り進めます。

(5) 放送番組設備整備計画

これらに要する経費は、16億7,200万円である。

これに要する経費は、193億100万円である。

これらに要する経費は、53億2,700万円である。

(6) 研究設備・一般施設整備計画

新規放送技術の開拓のための調査研究設備の整備を行うほか、宿舎の整備等を行う。

(7) 建設管理

建設計画の施行に共通して要する経費は、24億8,600万円である。

3 事業運営計画

(1) 国内放送

放送番組については、視聴者の意向を積極的に受けとめ、テレビジョンにおいて、総合放送は、1日18時間の放送時間により、広く一般を対象とした総合的な放送とし、夜間を中心と多様な番組を新設するとともに、年間を通して特別編成を随時、集中的かつ機動的に実施する。また、音声多重放送、文字多重放送については、番組の充実を行う。

教育放送は、1日18時間の放送時間により、学校放送をはじめ各種教育番組を中心とする放送放送については、第1テレビジョンは24時間放送の特質を生かした国際情報を中心とする放送とする。第2テレビジョンは、主な総合テレビジョン番組と教育テレビジョン番組及び衛星独自番組を編成する放送とし、1日22時間20分(週間平均)の放送を実施するほか、ハイビジョンの実験放送を行う。

ラジオ放送においては、第1放送は、1日19時間の放送時間により、ニュース・生活情報を中心とする一般向け放送とし、地域に密着した各種情報の提供に努める。第2放送は、1日18時間30分の放送時間による教育番組を中心とした放送とし、教育・教養番組を充実する。また、FM放送においては、1日19時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心とする放送とし、総合的な音楽波として強化を図る。

地域放送については、総合放送において、1日2時間、第1放送において、1日2時間30分、FM放送において、1日1時間50分の放送時間により実施することとし、各地域の特性に応じた自主編成を積極的に推進する。

これらの番組関係に要する経費の総額は、933億3,991万9千円である。すなわち、番組制作に放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまって、学校教育、生涯学習への利用の促進を図る。

これらに要する経費は、872億5,862万3千円、番組の編成企画その他に60億8,129万6千円である。

放送施設の運用維持については、設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、331億7,114万7千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度1,043億5,658万2千円に対し、221億5,448万4千円の増額となり、総額1,265億1,106万6千円である。

(2) 国際放送

国際放送については、1日4時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与するとともに、海外中継を拡充し、受信の改善に努める。

このため、前年度30億6,176万2千円に対し、1億2,008万4千円の増額となり、総額31億8,184万6千円である。

(3) 製約取扱

受信料負担の公平を期するため、新受信料体系の定着と受信者の開拓に努めるとともに、営業活動の刷新と事務の効率化を継続して推進し、受信契約の増加と受信料の確定分収納を図る。

このため、前年度379億8,157万9千円に対し、39億568万1千円の増額となり、総額418億8,726万円である。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変容に即応した受信サービス活動を展開するほか、衛星放送受信の積極的な普及活動を行い、あわせて受信者の把握に努める。

これに要する経費は、前年度12億2,605万9千円に対し、1億455万2千円の増額となり、総額13億3,061万1千円である。

(5) 広報

公共放送としての協会に対する視聴者の理解と信頼を一層強固にし、受信料制度について視聴者の理解を得るため積極的な広報活動を行ふとともに、衛星放送、ハイビジョンなどニューメディアについての広報を一層推進する。

このため、前年度15億3,547万3千円に対し、3億2,321万5千円の増額となり、総額18億5,868万8千円である。

(6) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要請にこたえ、放送の発展を図るために、番組面において、番組視聴状況調査及び意向調査等を行い、技術面において、新しい放送分野の開発研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度39億6,253万7千円に対し、7億9,389万4千円の増額となり、総額47億5,643万

1千円である。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。これに要する経費は、総額1,239億7,369万9千円である。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職人員の増加等により、前年度361億5,778万2千円に対し、34億3,064万3千円の増額となり、総額395億8,842万5千円である。

(9) 一般管理

一般管理については、業務全般にわたり効率化を一層徹底して、経費の節減を図るが、事務システム開発経費の増加等により、前年度93億7,374万円に対し、8億4,533万円の増額となり、総額102億1,907万円である。

(10) 減価償却費、財務費及び予備費

減価償却費384億2,000万円、支払利息、放送債券発行償還経費等の財務費111億5,727万4千円及び予備費20億円を計上する。

(11) 特別収入及び特別支出

固定資産売却益等の特別収入153億740万円及び固定資産売却損等の特別支出8億600万円を計上する。

(12) 受託業務等

放送法第9条第3項に基づく受託業務等については、会館施設等の一般供用、放送番組の受託制作等を行う。

これらに係る収入は5億1,500万円であり、支出は4億3,200万円である。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

ア 有料契約見込件数

| 区 分 | 平成元年 度 | 昭和63年 度 | 増 減 |
|-----------|------------|------------|-------------|
| 年度初頭契約件数 | 30,571,000 | 30,011,000 | 560,000 |
| 年度内新規契約件数 | 2,040,000 | 2,160,000 | △ 120,000 |
| 年度内解約件数 | 2,860,000 | 1,600,000 | 1,260,000 |
| 年度内増加契約件数 | △ 820,000 | △ 560,000 | △ 1,380,000 |

イ 受信料免除見込件数

| 区 分 | 平成元年 度 | 昭和63年 度 | 増 減 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 年度初頭契約件数 | 1,369,000 | 1,459,000 | △ 130,000 |
| 年度内新規契約件数 | 230,000 | 280,000 | △ 50,000 |
| 年度内解約件数 | 340,000 | 410,000 | △ 70,000 |
| 年度内増加契約件数 | △ 110,000 | △ 130,000 | 20,000 |

イ 受信料免除見込件数

| 区 分 | 平成元年 度 | 昭和63年 度 | 増 減 |
|-----------|----------|----------|----------|
| 年度初頭免除件数 | 193,000 | 206,000 | △ 13,000 |
| 年度内新規免除件数 | 5,000 | 6,000 | △ 1,000 |
| 年度内解約件数 | 17,000 | 19,000 | △ 2,000 |
| 年度内増加免除件数 | △ 12,000 | △ 13,000 | 1,000 |

（3）衛星カラー契約

ア 有料契約見込件数

| 区 分 | 平成元年 度 | 昭和63年 度 | 増 減 |
|-----------|-----------|---------|-----------|
| 年度初頭契約件数 | 0 | — | 0 |
| 年度内新規契約件数 | 1,367,000 | — | 1,367,000 |
| 年度内解約件数 | 0 | — | 0 |
| 年度内増加契約件数 | 1,367,000 | — | 1,367,000 |

(4) 受信料免除見込件数

| 区分 | 平成元年度 | 昭和63年度 | 増減 |
|-----------|-------|--------|-------|
| 年度初頭契約件数 | 0 | — | 0 |
| 年度内新規免除件数 | 5,000 | — | 5,000 |
| 年度内解約件数 | 0 | — | 0 |
| 年度内增加免除件数 | 5,000 | — | 5,000 |

(4) 衛星普通契約
有料契約見込件数

| 区分 | 平成元年度 | 昭和63年度 | 増減 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 年度初頭契約件数 | 0 | — | 0 |
| 年度内新規契約件数 | 10,000 | — | 10,000 |
| 年度内解約件数 | 0 | — | 0 |
| 年度内增加契約件数 | 10,000 | — | 10,000 |

(参考2) 支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

| 区分 | 訪問集金 | 口座振替 | 継続振込 | 合計 |
|-----------|-----------|------------|---------|------------|
| 年度初頭契約件数 | 7,736,000 | 22,835,000 | 0 | 30,571,000 |
| 年度内增加契約件数 | △ 812,000 | △ 132,000 | 124,000 | △ 820,000 |
| 年度末契約件数 | 6,924,000 | 22,703,000 | 124,000 | 29,751,000 |

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

(2) 普通契約

| 区分 | 訪問集金 | 口座振替 | 継続振込 | 合計 |
|-----------|----------|--------|-------|---------|
| 年度初頭契約件数 | 180,000 | 54,000 | 0 | 234,000 |
| 年度内增加契約件数 | △ 12,000 | 7,000 | 1,000 | △ 4,000 |
| 年度末契約件数 | 168,000 | 61,000 | 1,000 | 230,000 |

(参考1) 有料契約見込総数

| 区分 | カラーキャンペーン | 普通契約 | 衛星カラーキャンペーン | 衛星普通契約 | 特別契約 | 合計 |
|-----------|------------|-----------|-------------|--------|------------|------------|
| 年度初頭契約件数 | 30,571,000 | 1,369,000 | 0 | 0 | 31,940,000 | 1,369,000 |
| 年度内增加契約件数 | △ 820,000 | △ 110,000 | 1,367,000 | 10,000 | 3,000 | 450,000 |
| 年度末契約件数 | 29,751,000 | 1,259,000 | 1,367,000 | 10,000 | 3,000 | 32,390,000 |

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

| 区 | 分 | 訪問集金 | 口座振替 | 合計 |
|-----------|---|--------|-------|--------|
| 年度初頭契約件数 | | 13,000 | 2,000 | 15,000 |
| 年度内増加契約件数 | △ | 1,000 | 0 | 1,000 |
| 年度末契約件数 | | 12,000 | 2,000 | 14,000 |

(3) 衛星カラーア契約

| 区 | 分 | 訪問集金 | 口座振替 | 継続振込 | 合計 |
|-----------|---|---------|-----------|--------|-----------|
| 年度初頭契約件数 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 年度内増加契約件数 | | 246,000 | 1,091,000 | 30,000 | 1,367,000 |
| 年度末契約件数 | △ | 246,000 | 1,091,000 | 30,000 | 1,367,000 |

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

5 要員計画

| 区 | 分 | 要員数 |
|--------|---|---------|
| 事業運営関係 | | 14,727人 |
| 建設設備関係 | | 255 |
| 合計 | | 14,982 |

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内340人の削減を見込んだものである。

平成元年度資金計画
資金計画の概要

平成元年度收支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額4,789億5,975万5千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額4,782億3,788万4千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算3,641億2,463万7千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料取扱額3,616億927万5千円を予定する。

放送債券については60億円発行による入金額59億7,600万円、長期借入金については、366億3,100万円を予定する。

このほか、固定資産売却収入153億6,700万円、放送債券償還積立資産の戻入額76億5,000万円、国際放送關係等交付金収入16億2,286万5千円、有価証券の売却269億7,800万円、受取利息その他の入金231億2,561万5千円を見込む。

以上により入金額は、総額4,789億5,975万5千円である。

3 出金の部

事業経費3,538億8,397万1千円、建設経費561億円、放送債券の償還76億5,000万円、長期借入金の返還54億6,400万円、出資8億円、放送債券償還積立資産への繰入れ52億9,200万円、有価証券の購入326億5,000万円、支払利息その他の出金163億9,791万3千円を合わせ出金額は、総額4,782億3,788万4千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込みは、下表のとおりである。

(単位 千円)

| 区 | 分 | 訪問集金 | 口座振替 | 合計 |
|-----------|---|-------|-------|--------|
| 年度初頭契約件数 | | 0 | 0 | 0 |
| 年度内増加契約件数 | | 2,000 | 8,000 | 10,000 |
| 年度末契約件数 | | 2,000 | 8,000 | 10,000 |

| 区 | 分 | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 | 合計 |
|-----------|---|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 1 前期末資金有高 | | 16,646,000 | 24,179,128 | 24,200,272 | 24,809,167 | 16,646,000 |
| 2 入金 | | 113,084,393 | 93,829,119 | 164,049,910 | 107,996,333 | 478,959,755 |

| | | | | | |
|---------------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|
| 受信料 | 103,348,124 | 76,794,496 | 107,001,674 | 74,464,981 | 361,609,275 |
| 放送債券 | 0 | 0 | 0 | 5,976,000 | 5,976,000 |
| 長期借入金 | 67,500 | 364,500 | 14,867,500 | 67,500 | 36,631,000 |
| 固定資産売却収入 | 0 | 0 | 0 | 7,650,000 | 7,650,000 |
| 放送債券償還積立資産戻入額 | 370,324 | 509,760 | 371,390 | 371,391 | 1,622,865 |
| 交付金収入 | 1,500,000 | 13,700,000 | 400,000 | 11,378,000 | 26,978,000 |
| 有価証券売却収入 | 7,798,445 | 2,460,363 | 4,778,346 | 8,088,461 | 23,125,615 |
| 受取利息その他の入金 | 105,551,265 | 93,807,975 | 163,441,015 | 115,437,629 | 478,237,884 |
| 3 出資金 | 81,604,443 | 78,371,396 | 109,211,470 | 84,696,662 | 353,883,971 |
| 事業経費 | 16,907,318 | 12,091,615 | 14,592,325 | 12,508,742 | 56,100,000 |
| 建設経費 | 0 | 0 | 4,400,000 | 3,250,000 | 7,650,000 |
| 放送債券償還 | 0 | 0 | 0 | 5,464,000 | 5,464,000 |
| 長期借入金返還 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 800,000 |
| 出 | 0 | 0 | 0 | 5,292,000 | 5,292,000 |
| 放送債券償還積立資産戻入額 | 500,000 | 200,000 | 31,400,000 | 550,000 | 32,650,000 |
| 有価証券購入 | 6,339,504 | 2,944,964 | 3,637,220 | 3,476,225 | 16,397,913 |
| 支払利息その他の出金 | 24,179,128 | 24,200,272 | 24,809,167 | 17,367,871 | 17,367,871 |
| 4 期末資金有高 | | | | | |

日本放送協会平成元年度收支予算、事業計画及び資金計画に対する郵政大臣の意見
放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成元年度收支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成元年3月

郵政大臣

日本放送協会平成元年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する郵政大臣の意見
日本放送協会(以下「協会」という。)の平成元年度收支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適切なものと認める。
なお、衛星料金を含む受信料体系の変更は、衛星放送による経費の負担の在り方等の観点から妥当なものと見える。
しかし、平成元年度収支予算においては、事業収支における143億円の不足額及び債務償還に必要な資金107億円の手当てを借入金によるとしている。
協会は、この厳しい現状を深く認識して事業運営の刷新、効率化を徹底し、公共放送としてあるべき事業運営を長期的に展望し、これに即した総合的な経営計画を策定するとともに、事業計画等の実施に当たっては、特に、下記の点に配意すべきである。